

取引規程改定に関する事前質問募集の結果（ご意見一覧）

No	意見提出対象	スライド番号 条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答	
1	揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド（案）	8ページ 2.事前準備（発電BGの設定：VPP）	確認	揚水蓄電池ガイドにおいて「単独発電機と同様に～発電場所ごとに単独BG化していただけます」と記載されており、これだけを見ると、1MW以下のリソースをアグリゲートして市場参入する場合には、発電BGはリソース単位で対応する必要があるよう読みとれます。これに対し、取扱いガイドのスライド76.77<1-3.機器個別計測・低圧リソース導入 b.参入要件(4/8)>では「需要BGは小売単位、発電BGは非調整BG単位」と記載されております。取扱いガイドにつきましては、低圧リソースの参入に向けた新規スライドであることからこれに準じ、低圧リソースを束ねたネガボリスト・パターンについては、複数地点のリソースを束ねて発電BGを組成することが可能との理解でよろしいでしょうか。システム変更の説明会の際にも同じ問題意識を提起してきたところですが、低圧リソースにつきましてはその特性上、スイッチングした場合などにアグリ側で小売電気事業者情報を能動的かつタイムリーに把握することができないことから、小売電気事業者情報ありとした運用は現実的に対応が難しいものとなります。とりわけ低圧の場合、スイッチング頻度が高いことが想定されることから、これに対する取扱いについてご教示願います。			低圧リソースを束ねたネガボリスト・パターンについては、取扱いガイド76・77スライドのとおり、複数地点のリソースを束ねて発電BGを組成することが可能です（「揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド」の対象明確化の觀点から、当該ガイドの対象は受電電圧が高圧または特別高圧でかつ受電点参入であることを記載いたします）。スイッチングにともなう参入要件不適合や応動不履行リスクについては、小売電気事業者とアグリゲーションコーディネータ間のネガワット調整金契約等の中で整理する内容であるため、需給調整市場が取り扱う内容ではないと考えております。アグリゲーションコーディネータが契約する小売電気事業者へ十分な説明をしていただきますようお願いいたします。	
2	取引規程（案）	458ページ 2-8.マスタパターンおよび各リスト・パターンの変更 a.変更申請について	確認	【スイッチング、リソーストラブル等に伴う変更申請について】 属地TSOによる早期の変更対応の中で「リソースがスイッチングする場合、トラブルが発生した場合」と記載がありますが、以下の場合はどちらに該当しますでしょうか。 また、該当しない場合はどのように取り扱われますでしょうか。 〈パターン〉 低圧リソースにおいては同一の小売電気事業者で群を構成してリスト・パターンを形成いたしましたが、アグリ側ではリソースの小売電気事業者情報をタイムリーに把握できないことから、群を構成するリソースが入札次点でスイッチングしてしまった場合、これに気づくことができません。このまま約定処理がされてしまうと、実需給日に応動ができた場合であっても、当該リソースは小売電気事業者情報が同一群と異なることから群に属することが認められません。 当該事象が発覚した場合の約定量、供出可能量ならびに取扱いについてご教示願います。			対象スライドについては、入札における変更申請の内容を示していることから、ご提示のパターンは「リソースがスイッチングする場合、トラブルが発生した場合」のどちらにも該当いたしません。 約定量および供出可能量は約定処理された時点でのリソース情報で算定されますので、需要家のスイッチング等の状況が適切に反映されていない場合、当該地点を含むリスト・パターンで発動した調整電力量にて小売電気事業者のインバランス補正を行なう際に、適切な小売電気事業者に対してインバランス補正が実施されないことになります。 そのため、需要家のスイッチング等の状況については取引会員にて把握いただき、最新の情報にて適切にリスト・パターンに反映いただきますようお願いいたします。 なお、リソースがスイッチングする場合で、変更申請である場合は、属地エリアの一般送配電事業者の判断により、運用上可能な範囲で早期の変更が可能となります。	
3	取引ガイド（案）	302ページ	確認	複合商品で約定した電源の差替において、差替先の電源が単一の商品だけになる場合も、複合商品の上限価格が適用されることでよいでしょうか（差替先が複数のユニットになつた場合などに生じる想定） 例 <約定時> - 初期ユニットA：二次②・三次① …上限価格は「複合商品」 <差替時> - 差替先B：二次②・三次① …上限価格は「複合商品」 - 差替先C：三次①のみ …上限価格は「複合商品」【確認対象】			ご認識のとおり、複合商品に約定し、単独商品に差替えを行なった場合でも、複合商品の上限価格が適用されます。	
4	取引ガイド（案）	451ページ	確認	差替可能量の考え方か変更されており、以下2点について詳細ご教示いただきたい。 1. 図の例オレンジの箱（一次のみの約定）に対し、二次①～三次①が差替可能量とならない理由 2. 記載の例では約定札の中における商品毎の有効約定量は崩ってる（緑や黄色の箱が長方形）が、約定札の中で商品毎の約定量が異なる場合（凹凸や階段のような形）の考え方			まず、前提として、特定の商品区分（のみ）に約定している△kW容量相当については、既に不等時性を加味して必要な容量の約定が行われた結果であるため、他の約定札の差替え等に用いることはできません。 1. 複合商品として差替えを行う場合は、それぞれの市場の商品ごとに、独立して供出できることが必要です。 3000kW-4000kWは一次調整力として確保されているため、他の二次調整力①～三次調整力①が単独で供出できる状況となっておりません。 2. 一つの複合約定の内、商品ごとの約定量が異なる場合（図のような長方形ではなく、凹凸があつたり階段状になる場合）は、凹凸のある形状を、それぞれ各商品の高さが均一となるよう、水平方向に切り分け、分解したそれぞれの層を独立した約定札としてみなします。 例1 凸型) 図中の淡い緑の長方形は、全商品が500kWで複合約定しているケースだが、仮に二次①だけ1000kWで多めに約定をしている凸型の形状であった場合、全商品500kWの複合約定の層と、二次調整力①の単独約定500kW約定（他商品は無効約定）となった層（凸の飛び出した部分）の2つに分解して、以降は図と同様の扱いとする。 例2 凹型) 一次調整力と三次調整力①は1000kW、他は500kWで複合約定した場合、全商品500kWで複合約定した層と、一次調整力と三次調整力①500kWで単独約定した層に切り分けて考える。 例3 階段型) 一次調整力と二次調整力①が500kW、二次調整力②は1000kW、三次調整力①は1500kWという階段型で複合約定した場合、全商品500kW複合約定の層と、二次調整力②と三次調整力①が500kW複合約定の層、三次調整力①の単独約定の層の3つに分解して考える。	
5	取引ガイド（案）	623ページ	確認	一次・二次①を含んだ複合商品として入れた結果、同一コマでエリア別に約定商品が分割することで生まれる「一次・二次①が含まれない二次②・三次①のみの約定幅」についてもアセメント緩和の対象でよいでしょうか。 例 一次・二次①・二次②・三次①の複合商品で入札⇒同一コマでエリアが分かれて分裂約定 Aエリア約定：一次・二次①・二次② Bエリア約定：三次① Bエリアの△kW約定量も合計して少量アセメント緩和の対象となることで問題ないか。			ご認識のとおり、ご提示の例においてBエリアの△kW約定量もアセメントⅡの緩和の対象となります。	
6	取引ガイド（案）	623ページ	確認	電源差替え時のリソースも対象となるエリアは事前に公表いただけるのでしょうか。			電源差替え時に対象となるリソースのエリア（属地エリア）の公表については、いただいたご意見を踏まえ検討させていただきます。 なお、最新の状況については属地エリアの一般送配電事業者へお問い合わせください。	
7	取引ガイド（案）	458ページ	確認	低圧におけるリストパターンも事前申請が必要になるということでしょうか？数千～数万単位のデバイスを扱う場合、このリストの修正が頻繁に行なわれてしまうことが懸念されます。リストパターンが扱う容量に大きな変更がない場合は、申請をスキップするようなことはできませんでしょうか？			受電電圧・参入点の内容に間わらず、リスト・パターンの内容を変更する場合は、事前審査を行な必要があります。 ただし、基準パターンの供出可能量±10%以内の範囲で、リスト・パターン内のリソース変更を希望する場合、派生パターンとして申込みすることが可能です。この場合、取引規程第21条第1項（2）に規定するとおり、一部の性能確認を簡略化することができます。	
8	取引ガイド（案）	97, 673ページ	確認	低圧で需給調整市場に参加する場合、すべての蓄電池（は逆潮流許可（JET認証等）を受けたものでなければならないという理解でよろしいでしょうか？需給調整市場に参加することでそういう制約が緩和されるることはござりますでしょうか？（というのもJET認証を取ってても、逆潮流が許されなかつたケースを過去聞いたためです）			受電電圧が低圧において需給調整市場へ参入する場合の要件は、取引規程第13条をご参照ください。 ご提示の蓄電池のような放電（発電）を行なって需給調整市場へ参入する場合、発電量調整供給契約の締結が要件の1つとなりますが、需給調整市場へ参入することで連系制約が緩和されることはございません。JET認証等については、属地エリアの一般送配電事業者の発電量調整供給契約の担当部署へご確認をお願いいたします。 なお、受電点での逆潮流がない需要リソースとして、蓄電池を用いて需要抑制のみにより△kWを供出する場合は、発電量調整供給契約を締結する必要はございません。	

No	意見提出対象	スライド番号 条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
9	取引ガイド（案）	29ページ	確認	低圧の場合リスト・パターンで集約することになると思いますが、特例計量器等であることなどをどのように表現すればよろしいでしょうか？具体的なフォーマットをご提示いただくことは可能ですか？また資料を見ると1分間隔の測定値を対象時刻の1時間前までに提出しなければならないと思いますが、リスト・パターンの機器数自体の変更も可能（取り消しも含む）でしょうか？（これらはすべてAPIで行わなければならないでしょうか？GUIからも可能でしょうか？）			受電電圧が低圧において、機器点参入の場合を前提にご回答いたします。 事前審査において、需給調整市場システムに提出いただく各リスト・パターンファイルは、「需給調整市場各リスト・パターン等受領業務ビジネスプロトコル標準規格」に準拠したXMLファイルの提出が必要となり、当該XMLファイルの提出を持って特例計量器等であることを認識いたします（参入点が機器点、機器点特定番号が記載されていること等で認識可能となります）。つきましては、必要により、電力広域的運営推進機関で公表している各リスト・パターン入力支援ツールをご活用ください。 具体的な登録内容やフォーマットについては、取引ガイド103・104スライドをご参照ください。 約定後にリスト・パターン内のリソースの入れ替えは不可となります。他方、異なるリスト・パターンへの差替えは可能です。API・GUI双方で操作可能です。
10	取引ガイド（案）	76, 77, 320, 325ページ	確認	低圧、受電点、リスト・パターンによる市場参入時は、発電BG（非調整BG（非調整電源を含んでよい））・発電計画電力計画を提出することだが、入札・約定時には、対象リソース（電源）が所属する発電BGの発電販売計画の発電上限値の修正は不要である認識でよいか。		取引ガイド325の「単独発電機、発電機リスト・パターンまたはネガボリリスト・パターン（受電電圧が高圧以上で受電点参入する発電リソースまたはネガボリ型リソースを用いる場合に限ります）で約定した場合、」の括弧の但し書きが発電機リスト・パターンにもかかるのか念のため確認させて頂きたい。また、低圧リスト・パターン時の発電BGの計画修正が不要であるかを確認させて頂きたい。	広域機関システムへ提出する発電販売計画の発電上限値の修正は不要ですが、発電計画電力計画を適切に提出いただくようお願いいたします。
11	取引ガイド（案）	460ページ	確認	・派生パターンの申請に10営業日、派生パターンがアセメントに適合し次回入りの基準パターンとして扱えるようになるまで約2ヶ月（翌々月）の期間がかかるとの記載がございます。 ・初回入りで登録したマスタパターンの供出可能量を、派生パターンで許容される最大値の1.1倍（+10%）で拡大するためには最低でも1回あたり2-3ヶ月を要するという理解で正しいでしょうか。 (例えば1回の拡大に3か月かかるとすると、1年間（3ヶ月×4）で初回のマスタパターンから拡大できる最大値は1.1×1.1×1.1×1.1=1.5倍程度という理解で正しいでしょうか)		適切なリスト・パターン運用のために確認させていただきたい。	2点目で「初回入りで登録したマスタパターンの供出可能量」とありますが、「マスタパターン」でなく「基準パターン」を指す前提で回答いたします。 基準パターンをマスタパターン内のリソースを用いて供出可能量±10%以内の範囲でリソースを変更し派生パターンへの変更を申込み、その派生パターンが基準パターンとなったのちに、当該基準パターンをマスタパターン内のリソースを用いてさらなる派生パターンの変更申込みを行なうイメージであれば、所要期間についてご認識のとおりです。 なお、供出可能量の±10%以内の範囲を超える変更を希望する場合は取引規程第21条第1項（1）に定める性能確認を行います。 また、マスタパターンの変更を希望する場合は取引規程第21条第2項に定める性能確認を行います。
12	取引ガイド（案）	460, 461ページ	確認	・上記質問では、派生パターン1つでリソース追加・削除を管理していく認識で期間の確認を行いましたが、1つの基準パターンで派生パターンを複数パターン作成し、管理することも可能という理解でよいか。（例えば、基準パターンが100（供出可能量）とすると、+10%以内で、3日後に103、6日後に106で派生パターンを細かく申請する） ・その場合、1つ目の派生パターンの変更申請の10営業日をまたず、2つ目の派生パターンを作成することは可能である理解でよいか。 ・また、それぞれの派生パターンで、約定後、アセメント適合すると、1つ目の基準パターン、2つ目の基準パターンと扱うことが可能となる理解でよいか。 ・派生パターン・基準パターンを複数管理することが可能となることから、リスト・パターンの上限は499のため、上限に達しないためにリスト・パターンを削除することは可能か、各リスト・パターンの変更申請で実施するという認識でよいか。		・低圧リソースのリスト・パターン入力では、アグリサービスへの新規加入やリソースの通信途絶・使用停止等により、日々制御対象が変化する可能性があります。リソースの追加・入替にどれほど細かく対応可能かを確認させ頂きたい。	・(1・2点目の回答) 1つの基準パターンをもとに±10%以内の供出可能量変更であれば、マスタパターン内のリソースを用いて複数の派生パターンを申請いただくことは可能です。ただし、MMSの仕様上、同一系統コードにおける審査申請期間中は別の申請が実施できないことから、原則として複数の派生パターンを申請する場合はMMS上の申請も一括で実施いただこうようお願いいたします。事前審査の詳細な取扱いについては属地エリアの一般送配電事業者へご確認ください。 ・(3点目の回答) ご認識のとおりです。ただし、基準パターンとなったパターン番号において、アセメントⅠ不適合に係るペナルティ料金ⅠまたはアセメントⅡ不適合に係るペナルティ料金Ⅱが発生した場合は、提供期間が属する月の翌々月に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対して精算額通知書を通知した以降、派生パターンとして扱うこととなりますので、ご留意ください。 ・(4点目の回答) ご認識のとおり、リスト・パターンの削除は可能です。詳細は取引ガイド別紙業務フローNo.10をご参照ください。
13	取引ガイド（案）	460ページ	確認	派生パターンについて基準パターンを基準に供出可能量±10%以内の範囲でリソース変更可能のことだが、この際の供出可能量の設定については事業者の定める算定方法で問題ないか。		派生パターンで登録できるリソース台数把握と、適切なリスト・パターン運用のために確認させていただきたい。	基準パターンの供出可能量±10%以内の範囲であれば、派生パターンにおける供出可能量は取引会員の任意で設定いただけます。
14	取引ガイド（案）	88ページ	意見	特例計量器等の故障や通信不具合などにより30分値が正しく計量できない場合、一般送配電事業者は受電点事業者へ欠測を補完するデータの提出を依頼され、定める期日までに補完データの提出が無い場合、当該欠測コマの機器点電力量を均等配分補正し機器点電力量を算定される。と理解しております。 一般送配電事業者 公開の「特定計量制度および特定計量システムのご利用に伴うご説明資料」において、「当社が定める期日までに補完データの提出が無い場合、当社は当該欠測コマの機器点電力量を24時間フラットプロファイリングにより均等配分補正し機器点電力量を算定します。」との記載があります。 均等配分補正是、需給調整市場の落札時間帯以外での機器点電力量も対象として算定されるのでしょうか。落札時間帯を対象に機器点電力量を算定頂く事が妥当と考えます。			均等配分補正是、需給調整市場の約定の有無にかかわらず、欠測期間の電力量を欠測期間における30分ごとの電力量として均等に配分いたします。これは、欠測発生の責任の所在を調整コマ（調整電力量料金）・非調整コマ（インバランス料金）のどちらか一方に片寄せせがるが妥当ではないと考えるためです。
15	取引ガイド（案）	88ページ	確認	低圧 機器個別 一次調整力 の蓄電池設備において、蓄電池設備からの放電が受電点において順潮流および逆潮流が両方発生するケースは、発電機リスト・パターン または ネガボリリスト・パターン、いずれのリソース形態となるのでしょうか。			機器点のリソースである蓄電池設備において放電のみで需給調整市場へ参入する前提で回答いたします。 上記の場合、受電点での潮流方向によらず、発電機リスト・パターンを選択いただくこととなります。 なお、上記に関わらず、リソース形態は参入点における供出方法にてご判断いただくこととなります。
16	取引ガイド（案）	304, 141ページ	確認	p.301において、約定時の指令範囲について示例として「0MW～80MWの範囲」とあります。これは全商品において0MWを最低値とする任意の値の発動指令が生じ得るというごとででしょうか。例として、p.141の三次②の性能確認においては「供出可能量の30～70%の範囲内の任意の出力」との記載がありますところ、三次②で供出可能量の10%や90%といった指令が発生し得るのか、といった趣旨のご確認となります。 同様に、三次①、二次②、二次①、一次の各商品についても0～100%の間の任意の指令値が発生し得るもののかを確認させてください。			301スライド「0MW～80MWの範囲」は、全商品において0MW（=0%）から供出可能量の上限80MW（=100%）までの任意の指令が発出され得ることを示す例を明記しているものです。 一方、141スライドの三次調整力②の性能確認における「30～70%」は、性能認証試験時の条件を示しているものであり、実際の市場運用での指令範囲を制限するものではありません。
17	取引ガイド（案）	304ページ	意見	約定時の指令範囲について、指令範囲は0MWから△kW約定量までの任意の値を取り得るよう記載されているが、リソース種類によっては細かい出力または抑制量の調整が難しいものがある。 例えば、需要抑制においては装置の電源オン・オフを切り替えるといった、出力を0%と100%の間で切り替える（バイナリーな）対応のみが可能なものが存在するが、現在の指令範囲が変動し得るシステムでは、こういったバイナリー応動をするリソースの参入は困難となっている。 他方、上記のような需要抑制リソースは、追加の投資コスト無く、早期かつ比較的安価に調整力を提供することが可能である。例えば先行する英国調整力市場ではSFFR（Static Firm Frequency Response）という形で0% or 100%の応動をするリソース用の商品が存在し、安価な調整力の供給に裨益している。 日本においても、調整力の応札不足を解決しつつ、コストメリットを最大化する調整力調達のため、SFFRのような0% or 100%の応動を可能とする仕組みを設けることを提案する。例えば一次調整力のオフライン枠のように、バイナリー枠といったものを設けることで新たな商品区分を設けずとも対応は可能であると思料する。		応動指令の範囲が約定量と同等（100%の応動）に限定された新たな商品枠（一次調整力のオフライン枠のよう各商品におけるバイナリー枠）を設立し、より広範な調整力リソースが応札できる市場制度とすることで、より多量・安価な調整力の調達を目指すべきである。	いただいたご意見については、国や電力広域的運営推進機関へ連携いたします。
18	取引ガイド（案）	82ページ	確認	群リソースの登録方法が記載されている箇所を教えて頂けないでしょうか。			取引ガイド103～106スライドをご参照ください。また、電力広域的運営推進機関で公表されているビジネスプロトコル標準規格をご参照ください。
19	取引規程（案）	14ページ	確認	(91) 発電計画合計（kWh）（MMS）について、群管理のルールに従っていることを前提としての質問です。 群リソースの場合、発電BGの集合とは関係なく、群リソースに含まれるリソースの合計でしょうか？ 例えば、発電BGに1000台の発電リソースが含まれ、そのうち100台で群リソースを構成した場合、群リソースの発電計画合計は、100台分の発電計画合計となる。 一方、発電計画は、発電BGの1000台分すべてを含む発電電力量の合計が対象となる。			発電計画合計（kWh）（MMS）について、取引規程で「発電リソースを束ねて群リソースとして調整力を供出する場合には群リソース単位」と規定しておりますので、ご認識のとおりです。 電力広域的運営推進機関へ提出する受電点における発電販売計画については、発電BG単位となる点、ご認識のとおりです。

No	意見提出対象	スライド番号 条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答	
20	取引ガイド（案）	10ページ 「1-2.リソース等が満たすべき要件」の③④通り	意見	運用要件で、属地TSO様との間で各種契約を締結していることが求められています。各TSO様の託送供給等約款の契約を記載されている認識ですが、「需要抑制量調整供給契約」の記載がありません。 需要リソース(ネガワット)を活用した取引は、④の条文が近い内容を規定していると思われますが、「需要リソースの場合、～接続供給契約を締結」とあり、基本的には、小売電気事業者様を想定していると思われます。 小売電気事業者資格を持たない需要抑制契約者(ネガワット事業者)もいると考えられますので、「接続供給契約又は需要抑制量調整供給契約を締結」と併記していただければと思います。 (参考) 取引規程（需給調整市場）第13条の規定を参照			まず、接続供給契約や発電量調整供給契約の締結を要件としている趣旨は、調整力の供出にあたっての前提条件として、リソースが属地エリアの系統に接続され、系統から受電または系統へ送電するために必要な、これらの託送供給に係る契約が締結されていることが必要であるためです。 需要抑制量調整供給契約は、接続供給契約を締結している地点の需要リソースから、ネガワットを供給力として販売するために必要な契約ですので、調整力の供出においては必須ではございません。 また、需要リソースで機器点参入する場合、受電点で需要抑制量調整供給契約を締結している地点での参入はできません。そのため、取引ガイドは現行のままでさせていただきます。	
21	取引ガイド（案）	326,330ページ	確認	基準値計画の提出単位についての確認になります。 取引ガイド（案）の326ページには、「基準値計画は、1つの30分約定期間提出ブロック内に約定商品ブロックが含まれるリスト・パターンを系統コードごとに1ファイル作成および提出」の記載があります。例えば、30分約定期間提出ブロックを複数またいで連続して約定期間でも、30分約定期間提出ブロックごとに複数に分けて提出する必要があると読みましたが、この認識は合っていますか。 また「需給調整市場基準値計画等及び基準値内訳実績受領業務ビジネスプロトコル標準規格（変更案）」では、基準値計画は24時間を1つのファイルとする記載があるため、30分約定期間提出ブロックごとに提出するとしている取引ガイド（案）と、基準値計画の提出単位に齟齬があるように見受けられます。どちらの提出単位が正しいでしょうか。			ファイル提出単位は複数に分けて提出ではなく、対象年月日かつ系統コードごとの提出となります。 <参考_ファイル名称付与規則> W9.情報区分コード_対象年月日_対象日の開始30分コマ番号("01"固定)_アグリゲーションコード_ディレクタ用系統コード_電源等コード.xml 需要家リスト・パターンまたはネガボジリスト・パターン（需要リソースまたはネガボジリソースを用いる場合に限ります）で約定期間は、対象日のうち、初回の約定期間商品ブロックの開始時刻1時間前までに基準値計画を需給調整市場システムへ登録していただきます。また、基準値計画には、約定期間商品ブロックの開始1時間前の2コマにも基準値を登録していただきます。 いただいたご意見を踏まえ、取引ガイドを修正させていただきます。	
22	取引ガイド（案）	320ページ	確認	発電機リスト・パターンで需給調整市場三次②に約定期間に提出する発電計画電力計画（発電計画合計と発電上限合計が含まれる）のフォーマットを教えてください。			フォーマットにつきましては、電力広域の運営推進機関で公開している、需給調整市場向けビジネスプロトコル標準規格の2026年以降向け変更の概要の「需給調整市場基準値計画等および基準値内訳実績受領業務ビジネスプロトコル標準規格（Ver. 3A）」をご参照ください。なお、入力支援ツールにつきましては、受電点参入の場合「発電計画電力計画入力支援ツール」、機器点参入の場合「機器点計画入力支援ツール」をご活用ください。 <参考_2026年度向けビジネスプロトコルおよび入力支援ツール掲載先> https://www.occto.or.jp/oshirase/sonotaoshirase/2019/202025_jyukyuBP.html	
23	取引ガイド（案）	78ページ	確認	同一受電点において他の取引事業者(A)が既に機器個別計測用の特定計量器を設置して需給調整市場に参入している場合、別の取引事業者(B)が他の発電設備に新たに特定計量器を設置し、需給調整市場に参入することは可能でしょうか。			参入可能です。なお、1受電点において、設置できる特例計量器等は4台までとし、1受電点に2台以上設置する場合、他の機器点参入に用いるリソースの計量との重複を避けるため、他のすべての特例計量器等と並列接続となるように計量器を設置いただきます。	
24	取引ガイド（案）	なし	意見	複数の取引事業者が計量器を設置するとなると小売り事業者も含め事業者間の協力が不可欠であると思いますので、ガイドラインにその旨記載いただくことは可能でしょうか。			取引会員と小売電気事業者の関係性について、取引ガイド73-74スライドに記載がございます。そのため、取引ガイドは現行のままでさせていただきます。	
25	揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド（案）	9ページ	確認	取引ガイド（案）のP3に「※1 揚水発電設備・蓄電池設備について、参入予定の事業者は「揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド」と記載があり、 ■対象電源 受電点：特高 機器点：特高 電源種：蓄電池、出力10MW 契約状況：発調契約の締結無、需要抑制量調整供給契約の締結無、接続供給契約のみ Q1.上記の電源の場合は、本資料のP9の通りに「電源種別「VPP（発電+需要）」に該当するでしょうか。 Q2.また、第13回 次世代の分散型電力システムに関する検討会の資料6 [https://www.mext.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_bunsan/pdf/013_06_00.pdf] のP7通り、もし参加できる諸条件が整った（制度が変わった）場合、今回ご相談させて頂いた蓄電池は、リソース種別として、ボジ※2、※3としても、ネガ※4としても、両方参加できると理解してもよろしいでしょうか。			「揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド（案）」をご確認いただいた上で受電点参入に関するご質問として回答させていただきます。 Q1について、受電点参入で需要リソースの場合は、「電源種別「揚水・蓄電池」」または「電源種別「VPP（需要）」」を選択いただけます。 Q2について、機器点容量10万kW未満の蓄電池である当該ケースについては、機器個別計測の適用条件を満たしたうえで、参入可能（第13回次世代の分散型電力システムに関する検討会（2025年11月19日）資料6・第14回次世代の分散型電力システムに関する検討会（2025年9月8日）資料6、第57回需給調整市場検討小委員会（2025年9月26日）資料3・58回需給調整市場検討小委員会（2025年11月13日）資料3）となる認識です。 また、機器個別計測の対象となる電源種別について、今後、電力広域の運営推進機関の需給調整市場小委員会にて検討を求める方針としております（第14回次世代の分散型電力システムに関する検討会（2025年11月19日）資料6）。	
26	取引ガイド（案）	67,68ページ	確認	機器点計量の場合、電力量は次世代スマートメーターを介して送信されることが必須条件であるが 自社需要地に関して、次世代スマートメーターへの取扱い時期はどのように知ることができるか。 また、とりわけ低圧リソースに組み込まれた場合の取扱い完了時期はいつ頃を予定しているか。 機器点計量での参入可能性を探るうえで参考としたい。			次世代スマートメーターへの取扱い時期については、エリアごとに異なりますので、属地エリアの一般送配電事業者へお問い合わせください。	
27	取引ガイド（案）	461ページ	確認	脚注に「※1 各リスト・パターンを用いて取引する場合、マスタパターンは必ず作成する必要があります。」とありますが、2026年3月のシステム切替前に三次②市場にのみ参入している各リスト・パターンについてはそのまま取引可能でマスタパターンの作成も不要という認識で良いでしょうか？ 2025/7/31の説明会資料1の39ページに「システム登録済の電源等情報、各リスト・パターンの更新へ承認を、システム切替後の初回取引（3/14受渡し分）に間に合わせる場合の期限は以下のとおりになりますので、ご留意ください。（三次②市場のみに参入している電源等については以下の制約対象外）」とありますが、上記の内容で認識齟齬がないか確認させてください。			2026年3月のシステム切替前に三次②市場にのみ参入している各リスト・パターンについてもマスタパターンの作成が必要です。 2026年3月のシステム切替前に市場参入している、各リスト・パターンのマスタパターンの登録については属地エリアの一般送配電事業者へお問い合わせください（三次②市場、複合市場どちらも対象）。	
28	取引ガイド（案）	460ページ	確認	資料2_事前質問へのご回答のNo.12に「MMSの仕様上、同一系統コードにおける審査申請期間中は別の申請が実施できないことから、原則として複数の派生パターンを申請する場合はMMS上での申請も一括で実施いただくようお願いいたします。」とありますが、APIにより複数パターンファイルを提出する場合も一括（1リクエスト）で提出する必要があるでしょうか？1パターンファイル毎にリクエストを分けても問題ないでしょうか？			APIからの提出の場合2025年度までと同様、1リクエストで複数パターンのデータを提出可能ですが、複数リクエスト（1リクエストには1パターンのみ）で提出いただくこともできます。	
29	取引ガイド（案）	68ページ	確認	「※機器点で参入するリソースを活用する場合、機器点単位での電力量の提供は行いません」とはどういう意味でしょうか。電力SMを介し受電点での電力量と併せて計量値の収集・提供を行なうという意味合いででしょうか。			「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン」に規定されているとおり、機器点単位で差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない、という意味です。いただいたご意見を踏まえ明確化のため取引ガイドを修正いたします。	
30	取引ガイド（案）	78ページ	確認	本市場に参入できない場合の低圧・機器点ケースにおける5ポツ目の意味合いについて、「受電電圧が低圧で機器点参入している受電点において発電量調整供給契約を締結している場合は、当該受電点の小売電気事業者と発電契約者は同一事業者であること」ということでしょうか？ (5ポツ目：「受電点において発電量調整供給契約を締結している場合であって、当該受電点の接続供給契約において、属地TSOが定める「託送供給等約款」における代表契約者を選任または選任を予定しているとき」)			インバランスの責任の所在の明確化の観点から、各属地エリアの一般送配電事業者で定める託送供給等約款における「4 代表契約者の選任」を利用または利用を予定している低圧受電点において、他の事業者のインバランスにも影響するため、機器点参入を不可とする意味で記載しております。 なお、取引規程第13条（1）ト（2）に規定している内容になります。	

No	意見提出対象	スライド番号 条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答	
31	取引ガイド（案）	80ページ	確認	念のための確認になりますが、機器個別計測点以下のリソース数は1つに限定されず供出力/調整力の提供が可能という理解であってますでしょうか。（左側の図例ではL1とL2を合わせた供出電力量を機器個別計測点の供出電力量としてカウントしており、本組み合わせによる参加も可能）			ご認識のとおりです。	
32	取引規程（案）	第23,24条	確認	マスタパターン審査では、書類審査のみで第24条の実働試験は行われないという理解でありますでしょうか。			ご認識のとおりです。	
33	取引ガイド（案）	11ページ	確認	容量市場に需要抑制で参加しており、需要抑制量調整供給契約を締結している場合、需給調整市場においても受電点での参加となり、機器点での参入はできないということでしょうか。			ご認識のとおりです。容量市場における供給力の提供方法によらず、受電点において需要抑制量調整供給契約を締結または継続を予定している地点での機器点参入は認められません。	
34	取引ガイド（案）	105ページ	確認	他の需要抑制契約をしている場合、需給調整市場の需要抑制量調整供給契約の類型と他の需要抑制契約の類型が異なる場合が出てくる認識ですが、1需要抑制BGにて運用し精算時の切り分けとなるのでしょうか。			需要抑制量調整供給契約を締結している地点での需給調整市場への参入は受電点でのみ認められております。ただし、受電点参入の場合においても、対象地点における需要抑制量調整供給契約が複数存在する場合、現時点において需給調整市場への参入を認めておりません。取引ガイドにおける「他の需要抑制契約」が不明瞭であるため、修正いたします。	
35	取引ガイド（案）	106ページ	確認	各リスト・パターン入力支援ツールに入力いただくデータとして、需要抑制BGコード・BG名称の項目がございますが、マスタパターン審査の申請時に記載が必須となりますでしょうか。（需要抑制量調整供給契約はいつまでに締結が必要でしょうか。）			まず、接続供給契約や発電量調整供給契約の締結を要件としている趣旨は、調整力の供出にあたっての前提条件として、リソースが属地エリアの系統に接続され、系統から受電または系統へ送電するために必要な、これらの託送供給に係る契約が締結されている必要があります。需要抑制量調整供給契約は、接続供給契約を締結している地点の需要リソースから、ネガワットを供給力として販売するために必要な契約ですので、調整力の供出においては必須ではございません。	
36	取引ガイド（案）	460ページ	確認	基準パターンを基準とし供出可能量±10%の範囲であれば、事前審査（応動確認フォーマット）を提出せずとも、派生パターンにて実需給において応動に成功すれば供出可能量を増加させていくことが可能という理解でよいでしょうか。基準パターンを基準とし供出可能量±10%の範囲以上の変更を希望する場合は、再度事前審査が必要という理解でよいでしょうか。			ご認識のとおりです。ただし、基準パターンとなったパターン番号において、アセメントⅠ不適合に係るペナルティ料金ⅠまたはアセメントⅡ不適合に係るペナルティ料金Ⅱが発生した場合は、提供期間が属する月の翌々月に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対して精算額通知書を通知した以降、派生パターンとして扱うこととなりますので、ご留意ください。	
37	取引規程（案）	別冊（一次調整力） 第31条-5	確認	（記載内容） なお、三次調整力②の供出を希望する実需給日の同一の時間帯と合わせて入札を希望する複合市場商品のうち、一次調整力が含まれ、一次調整力の予定入札量が最大の場合、「GF幅（定格出力外）」と「一次調整力の入札量から複合商品入札内数で一次調整力を除いた商品で最大となる入札量を差し引いた値」のいずれか小さい方を定格出力外で供出することができる。 （意見） 上記規定では「三次調整力②の入札を行う場合」に限定して、一次調整力の入札を「GF幅（定格出力外）」で許容しているように読めるが、三次調整力②の入札有無にかかわらず、一次調整力を「GF幅（定格出力外）」で入札可能との認識で問題ないでしょうか？				複合市場商品と三次調整力②を同一の時間帯で入れる場合の取り扱いであり、三次調整力②の入札を必須とするものではありません。
38	取引ガイド（案）	127ページ	確認	「2-2.事前審査 f.第21条（性能確認）第1項（2）に定める性能確認（2/2）」において、「基準パターンの供出可能量の±10%以内の変更であること」と記載されているが、これはネットとグロスのどちらで扱われるか。変更期間内の最終的な変更値が元の供出可能量の±10%以内であれば問題ない認識でよいか。	低圧リソースの場合、スイッチングにより頻繁に供出可能量が変化することから取扱いについて確認したい。	「基準パターンの供出可能量の±10%以内の変更であること」について、変更前の基準パターンの供出可能量の±10%以内の変更を意味しています。各リスト・パターンの各地点の供出可能量の増減をクロスした結果、変更期間内の最終的な変更値が元の供出可能量の±10%以内であれば問題ございません。変更前の基準パターンの供出可能量が100であれば、90から110までの変更が可能という意味になります。		
39	取引ガイド（案）	78ページ	確認	【問い合わせの背景】 P.78の<本市場に参入できない場合>を読んでいく中で疑問が生じましたので、お尋ねさせてください。 例として、高圧または特別高圧の需要家（類型2-1：自社小売供給）においてDR（ネガワット）による容量市場の発動指令電源に参加していることを前提にします。 【具体的な疑問点】 この需要家は、（受電点にて）容量市場発動指令電源に参加しつつ、機器個別計測にて需給調整市場に参加することは可能でしょうか？ もし、機器個別計測での需給調整市場への参加が不可である場合、その根拠となる箇所はどこを参照したらよいかご教示いただけますでしょうか？			機器個別計測における対象電源種別等に関しては、現在、電力広域的運営推進機関の需給調整市場検討小委員会等で議論中であり、今後詳細が決定される認識でございます。本件、電力広域的運営推進機関にも連携いたします。	
40	取引ガイド（案）	441ページ	確認	代替不可申請におけるMMSへアップロードするための様式、及びTSOへ提出する様式23に閑しまして、一次調整力が30分単位となることから新様式フォーマットとなる認識ですが、こちらについてはまだ公開前となりますでしょうか。 その場合、いつごろフォーマットが確定、公開されますでしょうか。		2025年12月11日に公表予定です。		
41	取引ガイド（案）	43ページ	意見	一次調整力（オフライン枠）への機器個別計測による参入において、複数のリソース（最大4件）が同一受電点に存在する場合、周波数計測装置は受電点につき設置し、その共通の計測値をもって配下の全リソースの制御を可能とすべきである。	1. 周波数計測装置の設置場所について、「受電点に一つ設置」または「機器個別計測点に個別に設置」のいずれかを事業者が選択できるように、ガイドライン等に明記すること。 2. 受電点に設置された周波数計測装置の値を、その受電点配下にある「特例計量器等」で計測されるすべての機器個別計測リソースの制御に用いることを認める規定を設けること。	■ 効率性の向上とコスト削減： 「1受電点において設置できる特例計量器等は4台まで」という規則に基づき、最大4件のリソースが同一受電点から参加可能です。リソースごとに周波数計測装置を個別に設置することは、重複投資となり、非効率です。 周波数は系統全体で共通の値であり、同一受電点内の配下機器であれば、受電点の値を用いることで制御上の実質的な問題は生じません。 受電点での一括計測を認めてことで、アグリゲーターおよびリソース所有者の参入コストが低減され、一次調整力市場への参加促進につながります。	取引規程第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)イ(チ)を満たせば、周波数計測装置の設置個所については指定ございません。	
42	取引ガイド（案）	85ページ	意見	「マスタパターン」という単語について説明がないため、具体的に何を指しているのかお示しいただきたい。 (リスト・パターン等の周辺用語との関係性が不明瞭)	新しい単語を使用するページの前に用語の定義を行う。	具体的に何を示しているのか理解が難しいため。	「マスタパターン」の定義について、取引ガイド81スライドに記載しておりますので、ご確認ください。	
43	取引ガイド（案）	312ページ	確認	以下のリード文を踏まえると、「低圧リソースを用いて需給調整市場に参加する場合、1商品にしか参入できない整理なのであれば、その旨を根拠とともに明記する。 ●各リスト・パターンを用いる場合は、「属地エリアごと」、「商品区分ごと」、「基準値の設定方法ごと」に、原則として1系統コードを取得のうえ、マスタパターンを登録していただきます。 ●1系統コードを取得したマスタパターンにもとづく各リスト・パターンはそれぞれ最大499通り登録できます。 ●なお、異なる系統コードに属するパターン間および単独発電機とネガボリリスト・パターンの間でリソースを重複して登録することはできません。	1商品にしか参入できない整理なのであれば、その旨を根拠とともに明記する。	リード文中の記載（以下）の意図を正しく理解したいため。 ・商品区分ごとに系統コードを取得 ・異なる系統コードに属するパターン間でリソースを重複して登録できない	認識が相違しております。「属地エリアごと」、「商品区分ごと」、「基準値の設定方法ごと」ごとに1系統コードを取得可能です。 低圧・高圧リソースに関わらず、事前審査にて登録した商品区分より低次商品の要件を満たすことが認められているリスト・パターンであれば、1系統コードにて要件を満たした商品区分において選択して入札いただくことは可能となります。ただし、入札は1商品区分のみとなります。 いただいたご意見を踏まえ、取引ガイドを修正いたします。	
44	揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド（案）	10ページ	意見	需要BGの設定について、揚水発電または蓄電池（放電）のみで需給調整市場に入れを行なうケースと、揚水発電・揚水動力または蓄電池（放電・充電）で入札を行なうケースとで場合分けし、明記いただきたい。		P.6~9では発電BGについて設定方法が記載されているが、需要BGについてはP.10に注意点（事業者コードの設定）が記載されているが、需要BGの設定については記載がないため。	需要BGの設定については、属地エリアの一般送配電事業者によって使用するシステムの仕様が異なることや、システム改修等の時期も断定できず変更頻度も多いことから、お手数をおかけしますが、詳細については属地エリアの一般送配電事業者へお問い合わせください。 なお、揚水発電・揚水動力または蓄電池（放電・充電）で入札する場合のBGの設定について取引ガイド6~7スライドをご確認ください。	

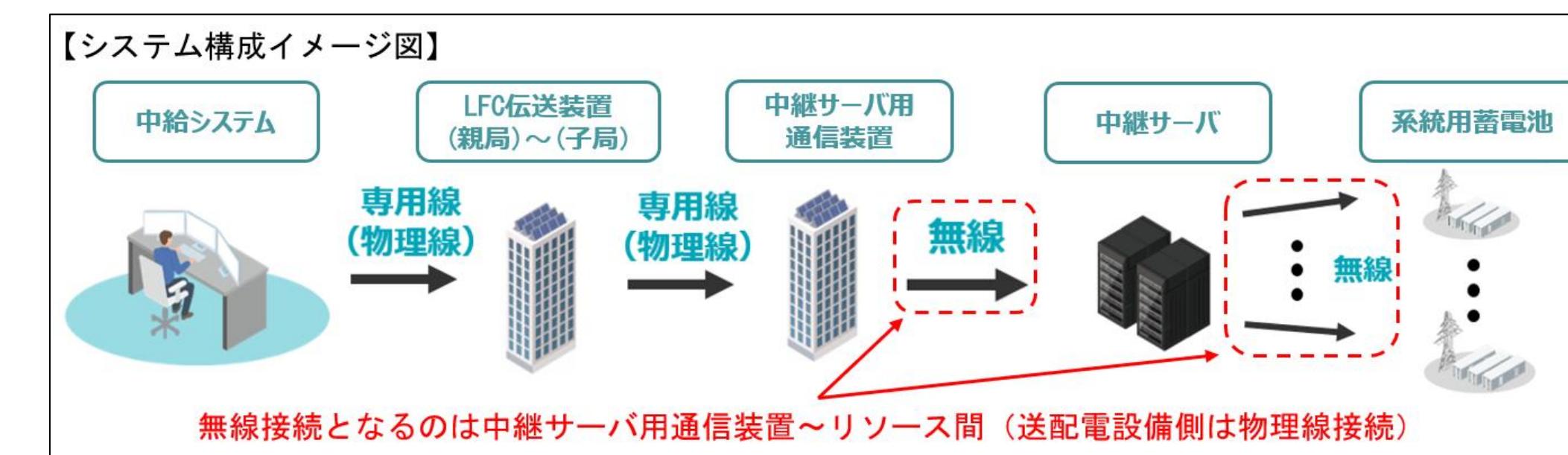
No	意見提出対象	スライド番号 条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
45	取引ガイド（案）	655ページ	意見	発電側課金制度の取り扱いについて、収入割相当額と同様に明記してほしい。			各市場・取引における発電側課金の転嫁に関するご意見と認識しておりますが、取引ガイドの655スライドにおいては精算に関する内容を記載しており、需給調整市場における入札単価への発電側課金の転嫁に関して記載いたしかねますので、ご了承ください。 なお、発電側課金の転嫁については価格構成の内容となるため、「需給調整市場ガイドライン」を所掌する電力・ガス取引監視等委員会にお問い合わせください。
46	取引ガイド（案）	409,427ページ	意見	P409を見ると、単独発電機で監視方法がオフラインの場合に一次調整力に約定した際、アセスメントIIには使用されないと理解しました。一方でP427の※1の記載を見ると、発電計画電力計画の提出が必要と読めるため、「単独発電機で監視方法がオフラインの場合に一次調整力に約定した際は提出が不要」とわかるような記載にしていただきたい。			取引規程第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)イ（リ）」とのおり、「一次調整力において、監視方法がオフラインの場合、各リスト・パートナーを用いて入札すること」と規定しております。このため、取引ガイド409スライドの「単独発電機で約定した場合」においては、一次調整力オフラインの適用対象外となることから、計画等の提出を求めていないものとなりますので、409スライドに補足を追記いたします。 また、取引ガイド427スライドの※1について、「監視方法がオフラインの場合」は上記のとおり各リスト・パートナーのみが適用の対象となることから、単独発電機を除く文言は不要と考えており、現行のままとさせていただきます。 なお、「揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いについては取引規程・取引ガイドではなく、「揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド」をご参照ください。
47	取引ガイド（案）	427ページ	意見	「約定した商品プロックにつき1ファイル作成および提出する」と記載されているが、2026年度以降の発電計画電力計画入力支援ツールでは、1ファイルで全時間帯の発電計画電力計画を作成および提出できるため、対象日に約定した商品プロックが複数あっても、1ファイル作成および提出のみでよいとしていただきたい。 またその際、約定商品プロックが「無」の時間帯については、空欄もしくは0とすることを許容していただきたい。			発電計画電力計画入力支援ツールの仕様とおり、ファイル提出単位は複数に分けて提出ではなく、対象年月日かつ系統コードごとの提出となります。 <参考_ファイル名付与規則> W9_情報区分コード_対象年月日_対象日の開始30分マサ番号("01"固定)_アグリゲーションコード_ディレクタ用系統コード_電源等コード.xml いただいたご意見を踏まえ、取引ガイドを修正させていただきます。 なお、約定商品プロックが「無」の時間帯については、空欄としていただくようお願いいたします。取引ガイド427スライドをご参照ください。
48	取引ガイド（案）	13ページ	確認	>リソースのスイッチングやトラブルに伴い機器点計量のIoTルートが閉塞した後に再開を希望する場合、上記について、リソースが他小売電気事業者にスイッチングした場合、機器点計量のIoTルートは必ず閉塞されると理解して良いですか。スイッチング日より前に予め、新たな小売事業者より属地TSOへ申込みを行う等の手段により、スイッチング前後でIoTルートを利用し続けることはできますか。			属地エリアの一般送配電事業者ごとに取扱いが異なるため、お手数をおかけしますが、詳細は属地エリアの一般送配電事業者へお問い合わせください。
49	取引ガイド（案）	14ページ	確認	>なお、機器点特定番号変更時は、属地TSOから小売電気事業者にその旨を通知する。上記について、機器点特定番号は変更前に予め通知されますか。変更の何週間前までに小売事業者へ通知がなされるか、目安となる期日はありますか。			属地エリアの一般送配電事業者ごとに取扱いが異なるため、お手数をおかけしますが、詳細は属地エリアの一般送配電事業者へお問い合わせください。
50	取引ガイド（案）	28ページ	確認	※受電点以下に複数の自家発が存在し、一つでも当該電源に該当しない自家発が含まれる場合は、参入不可 上記について、機器点参入の場合は、機器点より上位側に「当該電源に該当しない自家発」が含まれているも、監視方法としてオフラインを選択できる理解で合っていますか。			ご認識のとおりです。 いただいたご意見を踏まえ、取引ガイドへ追記いたします（電力広域的運営推進機関に確認済み）。
51	取引ガイド（案）	29ページ	確認	機器点参入の場合、かつ、定格1,000kW未満の蓄電設備を機器点リソースとして想定した場合のお伺いです。 ・放電部分のみを市場に供出する場合は発電リソースとして、充電部分も市場に供出する場合はネガボジ型リソースとして、市場参入時に任意に選択できる理解で合っていますか。			ご認識のとおりです。 ただし、需給調整市場における入札単位は1,000kW以上となりますので、アグリゲートして入札いただく必要があります。
52	取引ガイド（案）	29ページ	確認	（低圧リソースでは対象が無い旨理解していますが、）仮に機器点参入の場合、かつ、単独で定格1,000kW以上の蓄電設備を機器点リソースとして想定した場合のお伺いです。 ・放電部分のみを市場に供出する場合は単独発電機として、充電部分も市場に供出する場合はネガボジ型リソースとして、市場参入時に任意に選択できる理解で合っていますか。			蓄電池の放電等による1,000kW以上の発電リソースのみの機器点参入の可否については、国や審議会で今後検討予定となっております。
53	取引ガイド（案）	68ページ	確認	特定計量システムの利用には次世代スマメへの取替が必要と承知していますが、現在次世代スマメが設置されていない需要場所において、特定計量システムの利用を理由に次世代スマメへの取替を優先するようTSOに要望を出すことは可能ですか。			次世代スマートメーターへの取替時期については属地エリアの一般送配電事業者へお問い合わせください。
54	取引ガイド（案）	68ページ	確認	>※ 機器点で参入するリソースを活用する場合、機器点単位での電力量の提供は行いません。 上記について複数の特例計量器等が1つの次世代スマメに接続される場合に、受電点データは取得できるが、その内訳に関するデータを取得できない、という意味ですか。			「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン」に規定されているとおり、機器点単位で差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない、という意味です。いただいたご意見を踏まえ明確化のため取引ガイドを修正いたします。
55	取引ガイド（案）	78ページ	確認	>同一の受電点において、受電点参入および機器点参入の両方を用いる場合 上記について、需給調整市場において受電点参入と機器点参入の両方に参入することが不可なり、容量市場のような別市場で受電点によるDRを実施している場合であっても、機器点参入は可能であるとの理解で合っていますか。			機器個別計測における対象電源種別等に関しては、現在、電力広域的運営推進機関の需給調整市場検討小委員会等で議論中であり、今後詳細が決定される認識でございます。本件、電力広域的運営推進機関にも連携いたします。
56	取引ガイド（案）	87ページ	確認	小売事業者へ欠測補完が依頼されてから、補完データの提出までにどれだけの猶予期間がありますか。			属地エリアの一般送配電事業者によって猶予期間に差異がありますので、詳細は属地エリアの一般送配電事業者へお問い合わせください。
57	取引ガイド（案）	4ページ	確認	発電リソースについて、「発電機、発電所、自家発や蓄電池等を用いて逆潮流（ボジット）のみによるkWを供出するリソース」とありますが、機器点において発電するリソースであれば逆潮流せざとも発電リソースであるという解釈でよいか。			ご認識のとおり、機器点において発電（逆潮流）するリソースであれば、受電点で逆潮流せざとも発電リソースとなります。
58	取引ガイド（案）	90ページ	確認	発電機リスト・パートナー、機器点参入、受電電圧高圧以上で約定した場合、高圧受電点基準の提出は不要の理解でよいか。			ご認識のとおりです。
59	取引ガイド（案）	90ページ	確認	高圧機器点発電上限の計算方法について、蓄電池を放電、かつ順調流のみで利用し調整力を供出する場合の計算は、調整電力量の計算にあてはめ、以下であります。 機器点発電上限 = 定格出力 × (1-T2口座率) ÷ (1-T1口座率) ÷ (1-託送損失率)			高圧機器点発電上限については、約款損失率の考慮は不要となります。 なお、受電点潮流が順方向の場合、約款損失率以外の算式に関してはご認識のとおりです。 また、蓄電池を機器点リソースに用いる場合、機器点発電上限を算定するうえでは、「定格出力」ではなく、当該蓄電池の充電量を考慮した放電可能量をもとに変圧器口座で修正した値としていただく必要があります。
60	取引ガイド（案）	74ページ	意見	機器点計量の利用申込に際し、当該需要家の小売電気事業者が経由にて各属地TSOへ連絡するとあるが、小売電気事業者と取引会員が異なる場合において、取引会員の求めに応じ小売電気事業者が属地TSOに機器点計量利用申込を行なインセンティブがなく、場合によつては小売電気事業者の協議により需給調整市場への参入が遅れるケースもあるのではないかと思慮しています。インバランスに関わるため小売を介することは理解しておりますが、意見させていただきます。	・事前に小売電気事業者が了承したエビデンスをもつて、取引会員自身でTSOへ申し込みを行う ・ガイドライン等に取引会員より申し出があった場合に協議に応じるのが望ましい旨を記載	需給調整市場への参入を円滑化するため	「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン」に「特定計量システムの利用に係る各種申込みについては、受電点事業者及び機器点事業者の双方の同意のうえ、受電点事業者から一送へ行うこととする。」と記載されているため、現状は小売電気事業者から属地エリアの一般送配電事業者へ機器点利用申込いただくことになります。なお、いただいたご意見について、国や電力広域的運営推進機関へ連携させていただきます。
61	取引ガイド（案）	78ページ	確認	本市場に参入することができない条件として「需要抑制量調整供給契約を締結または締結を予定している場合」と記載されています。こちらについてお伺いしたく 需要抑制量調整供給契約は、需要家が容量市場や経済性DRを実施する際、小売電気事業者とアグリゲーターが異なる場合において、ネガワットの扱いをエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン7P記載の各類型のうち類型1-②とする場合において対TSOと発生する契約と認識しております。 しかし、需要家が容量市場や経済性DRを実施する際、小売電気事業者とアグリゲーターが同一もしくは異なる場合においても、類型1-①で対応するのであれば、需要抑制量調整供給契約が発生しないと認識しております。 双方同じく経済性DR・容量市場を実施している事業者でも、前者では機器個別計測での需給調整市場への参入が認められ、後者は需給調整市場への参入が認められる。という認識で相違ございませんでしょうか。もしそうであれば、前者が認められない理由についてご教示いただけますでしょうか。			参入の可否について、ご記載のとおりです。 需要抑制量調整供給契約を締結している地点での需給調整市場への機器点参入が認められない理由は、機器点での調整電力量やインバランスを算定するにあたり大規模なシステム改修を要する点や、取引会員の提出する計画の種類や粒度が増加する点から、2026年度の運営が見送られたためです。

No	意見提出対象	スライド番号 条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
62	取引ガイド（案）	11ページ⑥ 2ボツ目	確認	機器点参入を予定しているリソースが需要抑制量調整供給契約を締結している場合、需給調整市場に参入できないのはなぜか。DRリソースのような小規模リソースの価値評価の観点から機器点制度導入が検討されたと認識している。DRリソースは容量市場(発動指令電源)に参加している可能性があり、供給力活用のリクワイアメント達成のため、需要抑制量調整供給契約を締結している可能性が高い。よって、容量市場参加リソースにとって参入障壁となりうる。			需要抑制量調整供給契約を締結している地点での需給調整市場への機器点参入が認められない理由は、機器点での調整電力量やインバランスを算定するにあたり大規模なシステム改修を要する点や、取引会員の提出する計画の種類や粒度が増加する点から、2026年度の運開が見送られたためです。
63	取引ガイド（案）	10ページ④	確認	「機器点参入に用いる発電リソースの場合、その機器点が属する受電点において属地TSOとの間で接続供給契約を締結していること。」となるが、発電リソースの場合なぜ接続供給契約が必要となるのか。			「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン」において、受電点事業者は「特例計量器等が設置されている需要場所の接続供給契約を行っている小売電気事業者」と定められております。そのため、発電リソースを用いる場合においても、特例計量器等の欠測補完対応等は小売電気事業者が実施していただく必要があるため、接続供給契約が要件となります。
64	取引ガイド（案）	69ページ 2ボツ目	確認	「機器点計量の開始・変更・廃止に関する申込みは、特例計量器の設置後に、当該機器点の属する供給地点にて接続供給契約を締結している小売電気事業者が行っていただきます。」となるが、なぜ取引会員ではなく、小売電気事業者が特定計量の利用申込を実施する必要があるのか。			「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン」に「特定計量システムの利用に係る各種申込みについては、受電点事業者及び機器点事業者の双方の同意のうえ、受電点事業者から一送へ行うこととする。」と記載されているためです。 なお、特定計量システムは、受電点事業者（特例計量器等が設置されている需要場所の接続供給契約を行っている小売電気事業者）と一般送配電事業者間での電力実績提供を行う制度となります。 需給調整市場における調整力の供出は、特定計量システムを活用した選択肢の1つであり、取引会員は当該事例のみ関与するため、特定計量システムの利用の主体とならないためです。
65	取引ガイド（案）	72ページ	確認	機器点低圧リソースを用いた機器個別計測での参入については「特定計量器」の設置が必須ですが、P72右図の発電機が仮に3台存在し、それら全てを束ね1電源とし、特定計量器を1台のみ設置し市場参入することは可能でしょうか。もしくは、機器個別に特定計量器の設置が必須となりますでしょうか（このケースでいえば3台）。			ご提示の例の場合、特定計量器を1台のみ設置し参入いただくことも可能です。
66	取引ガイド（案）	11ページ⑦	確認	同一の受電点において、受電点参入および機器点参入の両方を用いることはできないものとする。のはなぜか。受電点一括で最大供出を見据えた応札、一部設備メンテ等により機器点での入れといった形で入れタイミングに応じた判断とすると調整力応札量を最大化できるのではないか。			ご提示の内容とした場合、事業者側のコントロールのみで、当該受電点および機器点での供出を決めるになりますが、万が一双方で供出する結果となった場合に、実需給断面にてシステム的に制限する機能が存在しておらず、事後の精算やインバランスに影響を与えることとなるため、未然の防止として制約をかける必要があるためです。
67	取引ガイド（案）	12ページ⑩	意見	小売電気事業者は、特例計量器等の設置後に所属の様式にて属地TSOへ申込むこととする。※以降の頁にて同様に小売電気事業者からの申し込み等も同様	「小売電気事業者は、」を削除	特定卸電気事業者から小売へ申込み依頼を行う双方の工数の観点、および小売事業者が当該依頼を拒否されるリスクの観点から、特定卸電気事業者からの申し込みを許容してはどうか。	「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン」に「特定計量システムの利用に係る各種申込みについては、受電点事業者及び機器点事業者の双方の同意のうえ、受電点事業者から一送へ行うこととする。」と記載されているためです。 特定計量システムは、受電点事業者（特例計量器等が設置されている需要場所の接続供給契約を行っている小売電気事業者）と一般送配電事業者間での電力実績提供を行う制度となります。 需給調整市場における調整力の供出は、特定計量システムを活用した選択肢の1つであり、取引会員は当該事例のみ関与するため、特定計量システムの利用の主体は小売電気事業者となりますので、現行のままとさせていただきます。
68	取引ガイド（案）	12ページ⑩	意見	属地TSOがIoTルートへ接続するために必要な機器を設置できない場合	「属地TSOがIoTルートへ接続するために必要な機器を設置できない場合」を削除	e.その他、属地TSOが必要と判断した場合に包含できるため。削除でない場合、申し出者が原則次世代スマメへの取替費用を負担する中、必要な機器を設置できない理由を明記してはどうか。（事前に機器点計測適用可否を事業者が判断できるようにするため）	当該規定は、例えは遠隔地や山間部といった立地上の理由から機器が設置できないケース等を念頭に置いております。
69	取引ガイド（案）	12ページ⑩	確認	1受電点において、設置できる特例計量器等は4台まで、となるがなぜか。例えば、特高・高圧受電から低圧に降圧して参入する場合、5台以上のリソースでの参入の可能性もあるのではないか。			「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン」に「電力SMには、利用事業者が設置する無線端末が複数台接続される。（最大4台程度を想定）」と規定されており、取引規程も同様としております。
70	取引ガイド（案）	13ページ⑩	確認	潮流方向の追加・変更および一部潮流方向の廃止、となるが設置した特定計量器を起点に順潮流、逆潮流を判断する理解でよいか。（受電点における潮流での判断ではないか）			ご認識のとおり、機器点における潮流方向になります。
71	取引ガイド（案）	13ページ⑪	確認	小売電気事業者が承認事項や関係規程類に違反した場合、となるが特定卸電気事業者にての損害を担保する必要があるのではないか。			スイッチングにともなう参入要件不適合や応動不履行リスクについては、小売電気事業者と特定卸電気事業者間のネガワット調整金契約等の中で整理する内容であるため、需給調整市場が取り扱う内容ではないと考えております。特定卸電気事業者が契約する小売電気事業者へ十分な説明をしていただけますようお願いいたします。
72	取引ガイド（案）	29ページ	確認	機器点リソースの最大消費電力が1,000 kW未満の需要リソース、となるがなぜか。			ご指摘のとおり、該当の記載は誤りのため、取引規程と取引ガイドを修正いたします。
73	取引ガイド（案）	68ページ	確認	高圧を対象とする取引は2027年4月から対象、となるが構内で低圧に降圧し機器点参入することは可能か。その際の次世代スマメの扱いはどうか。（IoTルート構築のために低圧向け次世代スマメを受電点に新規取付できるのか）			取付する次世代スマートメーターは、機器点でなく、受電点の電圧階級で判断するため、ご提示の例の場合、高圧の扱いになり、2027年4月から対象となります。
74	取引ガイド（案）	74ページ	確認	小売電気事業者に対し、IoTルートの利用および取引規程の遵守について同意を得る必要があります。となるが、金銭的メリットがないことを理由に小売電気事業者が同意しない可能性が高いが、その場合は特定卸電気事業者から送配電との調整も許容できないと参入リソースが限界化されるのではないか。			インバランスが安定供給に重要な影響を及ぼす観点から、機器点参入にあたって、そのリスクを小売電気事業者と取引会員で認識共有いただくことを前提しております。金銭的メリットについては、小売電気事業者と特定卸電気事業者間のネガワット調整金契約等の中で整理する内容であるため、需給調整市場が取り扱う内容ではないと考えております。なお、2025年11月19日改定のERABガイドライン第4章2項において、個別計測においてのネガワット調整金の考え方を示しておりますので、ご参照ください（ https://www.meti.go.jp/press/2025/11/20251119001/20251119001.html ）。
75	揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド（案）	32ページ	意見	蓄電所毎の個別の需要調達計画について調達不足なく提出する点について、計画提出のシステムベンダーと調整しているが、システム改修が必要とのことである。当ガイドが施行されるタイミングに間に合わない可能性あり、その場合はシステム改修後までの時間的猶予をいただきたい。			恐れ入りますが、個別具体的なご要望になるため、属地エリアの一般送配電事業者へお問い合わせください。
76	取引ガイド（案）	537ページ	意見	二次②のアセスメントⅡを解説する図において、簡易指令システム接続リソースの場合に、指令②の応動時間（5分）中に指令③ありとの事例が示されている。簡易指令システム接続による二次②の指令は、応動時間が5分・指令間隔が5分であると理解しており、このような事例は起こり得ないのでないのではないかと考えがいかがか。			いただいたご意見を踏まえ、取引ガイド当該スライドを削除いたします。
77	取引ガイド（案）	348,354ページほか	確認	2-6、発電販売計画における基準計画の提出方法（共通）における各計画にわたる記載が、電力広域的運営推進機関が公表している基準計画のビジネスプロトコル標準規格と異なるが、今後記載内容を修正されるという理解でよいか。前日商品移行後は、1日あたり一つのファイルで更新していく基本仕様と理解しているが、取引ガイドの記載では約定した商品1ブロック（コマ）につき1ファイルを作成する記載に見受けられ、全般的に相違しているのではないか。			発電計画電力計画入力支援ツールの仕様とおり、ファイル提出単位は複数に分けて提出ではなく、対象年月日かつ系統コードごとの提出となります。 <参考_ファイル名添付と規則> W9_情報区分コード_対象年月日_対象日の開始 30 分マコ番号("01"固定)_アグリゲーションコード_データ用系統コード_電源等コード.xml いただいたご意見を踏まえ、取引ガイドを修正させていただきます。 なお、約定商品ブロックが「無」の時間帯については、空欄としていただくようお願いいたします。取引ガイド427スライドをご参照ください。
78	取引ガイド（案）	85,86ページ	意見	実運用において、新規加入者を予見してマスタバターンに予め追加しておくことは困難です。現状の枠組みでは、マスタバターンの変更が即时に反映されない（3か月に1度の機会）ため、新規リソースについては参入までにタイムラグが発生する可能性がございます。つきましては、マスタバターンの変更を前提としつつも、実態に即した派生バターン・基準バターンの柔軟な運用（例えば、マスタバターン変更中の暫定的な運用を許容など）をご検討いただき存じます。			マスタバターンを構成するリソースが需給調整市場の要件に適合しているかを参入地点の設備形態や他の契約状況を踏まえて確認する必要があるため、一定の期間を設けさせていただきます。
79	取引規程（案）	11ページ	意見	⑦の4点目に記載されており、「託送供給等約款」における代表契約者は選定されている者（TSOとの手続を含む協議、金銭債務の支払い等を代表して行うもの）は、需給調整市場の機器点参入は可能となる理解で正しいでしょうか。参入不可の場合、受電計量値の補正等市場運用のために必要となる制約を勘案しても、本条件は不要ではないかと考えております。調整力の安定的な調達に向け、条件の見直し等、柔軟な対応をご検討いただきたく存じます。			インバランスの責任の所在の明確化の観点から、各属地エリアの一般送配電事業者で定める託送供給等約款における「4 代表契約者の選任」を利用または利用を予定している低圧受電点において、他の事業者のインバランスにも影響するため、機器点参入を不可とする意味で記載しております。 なお、代表契約者を選任する場合でも該当受電点に発電量調整供給契約を締結していない場合は、機器点参入が可能となります。

No	意見提出対象	スライド番号 条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
80	取引規程（案）	40ページ 2026年度以降の需給調整市場の上限価格について	意見	<p>当社は、系統用蓄電池の開発・運用を通じて、我が国の電力安定供給および再エネ拡大に実務の現場から貢献してまいりました。</p> <p>その立場から申し上げますと、一次調整力をはじめとする調整力取引における上限単価を一律に7.21円／ΔkW・30分へ引き下げる案は、市場原理を歪め、事業採算性を根底から崩す極めて危険な水準であると考えます。</p> <p>現在の市場環境および投資構造を踏まえると、本案の水準では蓄電池事業の新規導入・運用継続が経済合理性を完全に喪失します。</p> <p>結果として、国内の調整力供給が急減し、制度の目的である安定供給と需給調整市場の健全性そのものが損なわれることは明らかです。また、再生可能エネルギー比率を上げる国の目標を達成するために、系統用蓄電池は不可欠で、今の段階で投資を抑制するような動きには同意いたしかねます。</p> <p>したがって当社は、該当改定案に対し強く反対の立場を表明いたします。</p> <p>電力システムの将来にわたる根幹的な政策判断である以上、短期的なコスト抑制よりも、中長期的な投資継続性・技術進化・供給安定性を重視した制度設計を強く求めます。</p> <p>以上、よろしくお願いします。</p>	FIT制度の時を参考に、1割程度の見直しを複数年かけて行う。 具体的には、2026年から最低でも3年から5年は現状の上限を維持し、設備導入が進んだ段階で、上限単価の見直しを行う事を提案いたします。	資材の高騰、賃上げによる人件費の高騰、の真っただ中で、系統用蓄電池にかかる初期投資費用は上昇傾向にあります。その為、一定量の設備導入が進んだ状態での価格検討を行う事が、民間の投資も促進しながら、健全な市場運営につながると考えています。	いただいたご意見は、「第108回制度設計検討作業部会（2025年10月29日）資料4」に関する内容であり、本意見募集の主旨とは異なるため、資源エネルギー庁へお問い合わせください。
81	取引ガイド（案）	説明会事前質問No12	確認	<ul style="list-style-type: none"> 説明会事前質問No12に「1つの基準パターンをもとに±10%以内の供出可能量変更であれば、マスタパターン内のリソースを用いて複数の派生パターンを申請いただくことは可能です。ただし、MMSの仕様上、同一系統コードにおける審査申請期間中は別の申請が実施できないことから、原則として複数の派生パターンを申請する場合はMMS上での申請も一括で実施いただくようお願いいたします。事前審査の詳細な取扱いについては属地エリアの一般送配電事業者へご確認ください。」と記載がございます。 ここでいう「審査」の対象は、派生パターン登録に係る審査であり、マスタパターンや各リスト・パターン変更に伴う審査とは並行して実施可能という認識で、間違いないでしょうか。 また、「審査申請期間」とはMMSで申請を受け付けてから派生パターンが認められる10営業日のことか、それとも派生パターンが基準パターンとして認めらるまでの期間（およそ3か月※）を指しているのでしょうか。 <p>※正確には約定した商品プロックの属する月において、アセスメント 不適合に係るペナルティ料金 またはアセスメント 不適合に係るペナルティ料金 が発生しなかった場合は、提供期間が属する月の翌々月</p>		<ul style="list-style-type: none"> 適切な運用フロー構築のために確認させていただきたい。 	<p>同一系統コード、同一パターン、同一開始日の審査申請を複数提出することはできませんが、パターンの種類にかかわらずご質問い合わせました同一系統コード内の他のパターンの審査依頼を提出いただくことは可能です。</p> <p>また、「審査申請期間」とはMMSで申請を受け付けてから派生パターンが認められる10営業日のことを指します。</p>
82	取引ガイド（案）	81, 312ページ	確認	<ul style="list-style-type: none"> マスタパターンは、同一の系統コードに属するすべてのリソースの基礎情報を集約するとしています（P81）。また各リスト・パターンを用いる場合は「属地エリアごと」「商品区分ごと」「基準値の設定方法ごと」に原則1系統コードを取得の上マスタパターンを登録するとされています（P312）。 このことから、高圧と低圧のリソースであっても、同一の「属地エリア」「商品区分」「基準値設定方法」であれば、同一の系統コードを取得でき、同一のマスタパターンに登録できるという認識でいかが確認させてください。 		<ul style="list-style-type: none"> EPRAホームページ「需給調整市場で使用する各種コードの取得」における「需給調整市場アグリゲータ用系統コードの申請」申請書において「電源種別」や「電圧区分」の欄があることから、混合での系統コード取得が可能なのか確認しておきたい。 	ご認識のとおり、同一のマスタパターンに登録いただけます。取引ガイド84スライドをご確認ください。
83	取引ガイド（案）	458~461ページ	意見	<ul style="list-style-type: none"> マスタパターンに新規加入者を予め追加していくことは困難であり、マスタパターンの変更についても派生パターン・基準パターンの柔軟な運用を認めてもらえない。 また、派生パターンから基準パターンへの承認についても、例えば、事業者側のアセスメント適合をもって仮承認といし、仮承認の基準パターンをもとに次の派生パターンを申請される仕組み等、リソース追加・変更の手続きの迅速化をご検討頂きたい。 第40回需給調整市場検討小委員会 資料3 P.23,24では、「事前審査の実施方法や事前審査後のリソース入替・追加については、緩和の余地」について議論頂いたが、マスタパターンのリソース追加時の申請・承認の期間・手続き、派生パターン申請から基準パターンの承認をうけ、次の派生パターンの申請に要する期間を考慮すると、従来の制度から緩和されている実感が乏しいと考えます。 <p>https://www.occto.or.jp/inkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2023/files/jukyu_shijyo_40_03.pdf</p>	No.9を説明会情報をもって変更	<ul style="list-style-type: none"> 派生パターンへの変更申請の条件として、「既にマスタパターンに登録されているリソースを用いること」とあるが、マスタパターンにない新規の低圧リソースを追加する場合は、たとえ「基準パターンの供出可能量の±10%以内」であっても、マスタパターンの変更申込みは必要になると理解。属地TSOに申請し、審査の実施が必要との認識。 また派生パターンの基準パターン化においても申請後2か月、説明会では計3か月ほどは必要とのご説明であった。 低圧リソースのリスト・パターン入札においては、日々サービス加入者（一般家庭の電源保有者）の増加、リソースの通信途絶・使用停止等により対象リソースの削除が発生し、日々制御対象が変化することが予想される。 	マスタパターンを構成するリソースが需給調整市場の要件に適合しているかを参入地点の設備形態や他の契約状況を踏まえて確認する必要があるため、一定の期間を設けさせていただきます。
84	取引ガイド（案）	3ページ	確認	<ul style="list-style-type: none"> 取引ガイドp3に「※1 揚水発電設備・蓄電池設備について、参入予定の事業者は「揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド」をご覧ください。」という記載がございます。 低圧・機器点別・蓄電池 での入札対象とする場合、蓄電池であるものの、揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイドは確認対象外となる認識をしておりますが、問題なかったでしょうか。 		<ul style="list-style-type: none"> 適切な運用フロー構築のために確認させていただきたい。 	<p>ご認識のとおりです。取引ガイドの低圧・機器個別計測に関するスライドをご参照ください。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、「揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド」を修正いたします。</p>
85	取引ガイド（案）	12ページ	確認	<p>取引ガイドp12に「また、特例計量器等は取引会員の責任において設置する。その際、1受電点において、設置できる特例計量器等は4台までとし、1受電点に2台目以降の特例計量器等を設置する場合、他の機器点参入に用いるリソースの計量との重複を避けるため、他のすべての特例計量器等と並列接続となるように計量器を設置する。当該計量器が特例計量器である場合、関係規程類にもとづき、特定計量開始の30日前までに、経済産業大臣に届け出を行うこととし、取引会員は属地TSOに対し、所定の様式の提出等により、使用期間等について説明を行う。」という記載がございます。</p> <p>・低圧・機器点別でリソースをアグリゲートする場合、リソースの数が膨大となる可能性がありますが、経済省への特定計量開始の説明について、複数リソースをまとめて一度で説明することは可能なのでしょうか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 適切な運用フロー構築のために確認させていただきたい。 	ご意見の内容については、資源エネルギー庁へお問い合わせください。
86	取引ガイド（案）	24ページ	確認	<ul style="list-style-type: none"> p.24 機器点参入する場合、(中略) リソースごとの供出電力が、機器点に設置した特例計量器等で計量できること。と整理されております。 受電点電圧 特高／高圧、機器点電圧 500kW未満 の機器個別 リソースを一次調整力のみで参入する場合、応動評価としてp.45 市場運営者が指定する計量器（電力計）は利用可能だが、計量値の収集・提供としては利用不可であり、別途、特例計量器が必要、といふ理解で正しいのか。 		<ul style="list-style-type: none"> 適切な運用フロー構築のために確認させていただきたい。 	一次調整力のみで参入される場合も供出電力と機器点の実績電力量との妥当性確認を行う必要があるため、機器点参入を希望される場合には、特例計量器等の設置が必要となります。
87	取引ガイド（案）	28ページ	確認	<ul style="list-style-type: none"> p.28 「受電点以下に複数の自家発が存在し、一つでも当該電源に該当しない自家発が含まれる場合は、参入不可」と記載されておりますが、機器個別 で参入する場合、左記の要件から対象外となる、という理解で正しいのでしょうか。 		<ul style="list-style-type: none"> 適切な運用フロー構築のために確認させていただきたい。 	ご認識のとおりです。 いただいたご意見を踏まえ、取引ガイドへ追記いたします。

No	意見提出対象	スライド番号 条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
88	取引ガイド（案）	59ページ	確認	<ul style="list-style-type: none"> p.24 機器点参入する場合、(中略) リソースごとの供出電力が、機器点に設置した特例計量器等で計量できること。と整理されております。 p.59 一次調整力において監視方法がオンラインの場合、(中略) (様式35)を提出。様式35では 瞬時供出電力・供出電力(1秒平均kW)の提出を要望されております。 特例計量器で計量された 計測kWh(1秒平均kWh)を提出する、という理解で正しいでしょうか。または、p.54 掲載のkWhをkWに算定する方式に従う必要があるのでしょうか。(kWhを1秒周期で割り戻すと一次調整力の応動を捉えられないと懸念し、確認致しました) 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な運用フロー構築のために確認させていただきたい。 	<p>機器点においても、受電点と同様にパレスやデジタル値により電力量を取得できる計量器の場合、取引ガイド54スライドのとおり、応動実績(kW)を提出いただきます。</p> <p>また、トランステューサのように、アナログ出力により瞬時電力(kW)を取得する方式の場合、取引ガイド53スライドのとおり応動実績(kW)を提出いただきます。</p>	
89	取引ガイド（案）	73ページ	確認	<ul style="list-style-type: none"> p73「機器点計量器等による設定およびIoTルートへの接続確認」は取引会員の責任として実施が必要と記載がありますが、具体的にIoTルートへの接続確認はどのように実施すればよいのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な運用フロー構築のために確認させていただきたい。 	<p>IoTルートへの接続確認については、小売電気事業者からの機器点申込により、属地エリアの一般送配電事業者にてIoTルートを開通した後に、取引会員の責任により取引会員または小売電気事業者にて無線端末がIoTルートと通信接続されていることを確認いただくことになります。</p> <p>具体的な確認手法等については、メーカー等にお問い合わせください。なお、通信が不具合の場合については属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。</p> <p>また、全ての責任個所を取引会員としている理由につきましては、取引規程に基づく契約関係は、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者となり、機器点リソースを用いた調整力提供は取引規程に基づき取引会員の責に実施いただく必要があることから、機器点申込をいただく小売電気事業者ではなく、取引会員を責任個所としております。</p>	
90	取引ガイド（案）	97, 409ページ	確認	<ul style="list-style-type: none"> p.409 一次調整力のみが単独商品で約定した場合は、当該提供期間については調整電力量の算定対象外となります。と整理されております。 p.97 低圧機器点で需給調整市場に参入した場合においては、(中略) 実績を積み上げたうえ、調整力を算出したします。と整理されておりますが、低圧機器点個別 一次調整力のみでもp.97に従い実績を積み上げたうえ、調整力を算定されるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な運用フロー構築のために確認させていただきたい。 	<p>低圧機器点に限らず、一次調整力のみの約定であれば、一次調整力以外の商品も提供可能とする余力活用契約がない場合は、調整電力量の算定対象外となります。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、取引ガイドを修正いたします。</p>	
91	取引ガイド（案）	89ページ	確認	<p>高圧機器点基準値(アセス用)の定義は「受電電圧が高圧または特別高圧の受電点に属する機器点において需要リソースを用いて機器点参入する場合の当該需要リソースが調整を行わない場合に想定される機器点単位かつ30分ごとの需要電力量を変圧器のロス率および属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した計画(キロワット時)」</p> <p>高圧機器点の瞬時供出電力について確認したい。</p> <p>瞬時供出電力=高圧機器点基準値(アセス用)-(機器点順調流量×変圧器のロス率および属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率)</p> <p>となるか。ガイドラインを読んで明確な記載が見つかず、確認をさせてください。</p> <p>機器点での電力量を「属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率」のみで修正すればよいのか、「変圧器のロス率」も併せて計算するのか、それとも機器点順調流量のみを使用すればよいかわからず、ご確認お願いします。</p>			<p>瞬時供出電力については、取引規程別表1商品区分および入札単位ごとの瞬時供出電力をご参照ください。</p> <p>また変圧器ロス率および属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率の修正については、取引ガイド56、57、79スライドをご参照のうえ、適切に瞬時供出電力を提出ください。</p>
92	取引ガイド（案）	88ページ	確認	<p>機器点の低圧リソースである蓄電池設備において放電のみで需給調整市場(一次調整力)へ参入する前提として、充放電定格出力(仮値±10kW)ケースで、10kW放電×リスト・パターン台数を入れる場合、ボシで 10kW×リスト・パターン台数 入札と理解しているが、正しいでしょうか。</p>			<p>機器点計量器による計量までの間に放電口スや所内負荷等による消費がなければ、定格出力を供出可能量としていただくことは可能となり、入札時において供出可能量の合計値が最低入札量の1,000kW以上となっているのであれば問題ございません。</p>
93	取引ガイド（案）	91ページ	確認	(三次調整力②の場合)と記載されているが、本ページは三次②～複合すべての商品に該当する、という理解で正しいでしょうか。			<p>取引ガイドの当該章「1-3. 機器個別計測・低圧リソース導入」では、代表例として記載しておりますので、すべての商品に該当するものではございません。</p> <p>商品毎の詳細な説明については、「2-6. 発電販売計画および基準価格計画の提出方法(共通)」で記載しておりますので、ご参照ください。</p>
94	取引ガイド（案）	103ページ	確認	<ul style="list-style-type: none"> 取引ガイドp103 ③電源等審査用データについて、機器点参入の場合は構内単線結線図※4の提出が求められております。 この単線結線図は、低圧機器点の場合、全需要家分について提出が必要ということでしょうか。また、需給調整参入するリソースの分だけでよいのか、その他リソースが設置されている場合は構内すべてを含めて結線図の作成が必要になるのでしょうか。 属地TSOの電気工事等で使用する入力支援ツールでは、単線結線図のフォーマット等を使用可能となっておりますが、そういうものを流用可能なのか、全需需要家分新規での作成が必要になるのかどちらでしょうか。 			<p>単線結線図は需給調整市場へ機器点参入されるリソースであれば必要となります。</p> <p>なお、一構内にその他リソースが設置されている場合は構内すべてを含めた単線結線図の作成が必要になります。</p> <p>また、単線結線図については指定のフォーマットはないため、属地エリアの一般送配電事業者にて用意している入力支援ツール等があれば、そちらを流用いただくことは可能です。</p>
95	取引ガイド（案）	106ページ	確認	<ul style="list-style-type: none"> p.106 機器点/ネガワット・ボシワット・ネガボシ/低圧に所属需要抑制BG情報に▲が記されております。一方で、p.11 需要抑制量調整供給契約を締結または締結を予定している地点に所属する機器点参入に用いるリソースの場合は、需給調整市場に参入できないと記載されており、該当リソースはそもそも市場参入できないと存じますが、p106で記載されている需要抑制BGに含まれる可能性というは、どういったケースを指されているのでしょうか。 			<p>ご記載のとおり、現行の制度上では需要抑制量調整供給契約を締結している地点での需給調整市場への機器点参入が認められません。</p> <p>入力支援ツールにおいては項目として設けておりますが、現時点としては使用しないようお願いいたします。</p>
96	取引ガイド（案）	110ページ	確認	<ul style="list-style-type: none"> 取引ガイドp110「各リスト・パターンにおいてMMSの性能確認省略が「OFF」の場合」と記載がございますが、これ以降のスライドでも、どういったケースで性能確認省略をON・OFFとして設定してよいのか記載がないと認識しており、どういった使い分けとなるのかご教示いただけますでしょうか。 			<p>取引ガイド461スライド「(参考)マスタパターン・基準パターンおよび派生パターンについて」をご参照ください。派生パターン(基準パターンを基準に、供出可能量±10%以内の範囲でリソースを変更したリスト・パターン)への変更の場合、性能確認省略を「ON」にし変更申請することが可能です。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、取引ガイドを修正いたします。</p>
97	取引ガイド（案）	292ページ	確認	<ul style="list-style-type: none"> 同一リスト・パターンにおいて異なる入札単価で分割して入れることは可能というごとですが、各入札区分は1MW未満でも問題ないでしょうか。 問題ない場合、1MWの入札価格は容量での加重平均等で事業者側で計算しても問題ないでしょうか。(例：500kW@10円/kW、300kW@20円/kW、200kW@30円/kW。$(500 \times 10) + (300 \times 20) + (200 \times 30) / 1000$) 尚、1つの入札の内で複数種類のリソースが存在するリスト・パターンの場合、予め上記のような加重平均等を算出して、1つの入札価格で入札することは問題ない、という理解で正しいでしょうか。 			<p>ご提示いただいた例の、最低入札量の1,000kWを下回る分割入札は不可となります。</p> <p>入札単価に関しては、「需給調整市場ガイドライン」にもとづいた入札をお願いいたします。</p>
98	取引ガイド（案）	455ページ	確認	<ul style="list-style-type: none"> 取引ガイドp455「各リスト・パターンの内一部リソースの削除を可能とする場合があります」とございますが、これは一時にリストパターンから削除する暫定対応であり、不具合が解消すればリストパターンに復活可能という理解で正しいでしょうか。また、リストパターンから削除されてもマスタパターンからは削除されないという認識で正しいでしょうか。 			<p>対象スライドは、リソースごとの試験結果があり、技術的要件を満たす場合の削除可能な取り扱いを掲載したもので、不具合解消においては、当該リソースについてリソースごとの試験を希望される場合は、改めて事前審査を行ったうえでマスタパターンおよび各リスト・パターンに再度含めることができます。</p> <p>なお、不具合対象リソースにおいて引き続き取引を希望される場合は、不具合対象リソースの供出可能量を考慮した入札量としてマスタパターンおよび各リスト・パターンの変更を行わないことも可能となります。</p>
99	取引ガイド（案）	601ページ	確認	<ul style="list-style-type: none"> 取引ガイドp601「属地TSOは必要に応じて、機器点参入に用いるリソースの応動実績値を取引会員へ事前の通知なしに直接確認することができます。」との記載がございます。 事前通知なしに直接確認する、とは具体的にどういった方法を想定されているのかご教示いただけますでしょうか。セキュリティの観点からも、リソースの応動実績は容易にアクセスできる状況にはないかと考えております。 			<p>IoTルートを介して、次世代スマートメーターから特例計量器等の実績を取得する方法を想定しております。アセスメントⅡに提出された応動実績値に改ざん等の不正行為があると疑義が生じた場合に実施する可能性を想定しております。</p>

No	意見提出対象	スライド番号 条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
100	取引ガイド（案）	636ページ	確認	<ul style="list-style-type: none"> ・取引ガイドp636 「同一商品に対する不適合回数（提供期間単位で積算）が、1ヶ月内で、同一の単独発電機または各リスト・パターンにおいて3回以上となった場合、当該単独発電機または当該リソースを含むリスト・パターンを用いた当該商品の新規の取引を停止」。との記載がございます。 ・他方、アセスⅠ・Ⅱの適合結果は取引月の翌々月までは判断しないと認識しております。 ・もし該当月で3回以上 不適合が発生していたとすると、翌月は不適合状態のまま入札・応募することになりますが、翌々月に不適合が判断した場合、翌月分は有効とみなされるのでしょうか。 			アセスメント不適合が判明し、新規の取引を停止するという判断がなされるまでの間は、当該リソースを調整力として活用していることから、約定料金は有効となります。ただし、その期間も含めて、アセスメント不適合が判明した場合、約定料金に対して所定のペナルティ料金が発生するため、ご注意ください。
101	取引ガイド（案）	320ページ	確認	<ul style="list-style-type: none"> ・P320の通り参入地点（受電点/機器点）、受電点電圧種別（低圧/高圧等）で提出内容や提出先が異なります。これらの提出内容（計画等）はリソース、あるいは群リソース単位での集計ではなく、参入地点と受電点電圧種別等によってP320等に定められた区分ごとの集計という理解で正しいでしょうか。 ・例えば、発電機リスト・パターン（高圧/機器点）の2リソース（リソースAとリソースB）と、発電機リスト・パターン（低圧/機器点）の1万リソース（リソース群Cとリソース群D）からなるリスト・パターンで入札する場合、機器点計画はリソースAとリソースBの合計値を、発電計画電力計画はリソース群C+Dの合計値を提出するという理解で間違いないでしょうか。 			<p>320スライド記載の計画の提出はリスト・パターン単位で提出となります。 したがって、リソースA・B・群リソースC・群リソースDを合わせて計画を提出していただきます。 高圧・機器点リソースは機器点特定番号単位、低圧・機器点リソースは群リソース単位ではなく、小売事業者単位かつ発電B G単位毎に束ねた値の計画値を入力していただきます。また、発電機リスト・パターンのうち受電電圧が低圧で機器点参入する場合は機器点計画を提出する必要があり、発電計画電力計画の提出は不要です。</p> <p>320スライドの各計画の作成方法の詳細は電力広域的運営推進機関で公表されているビジネスプロトコル標準規格をご参照ください。</p>
102	取引ガイド（案）	33,34,42ページ	意見	<p>受電点、低圧アグリゲーションのボジのみで三次調整力②を参入を検討しております。取引ガイドp42において、「なお、設置場所に託送供給等約款にもとづき属地TSOにより託送計量器が設置されている場合は、同計量器を利用することができます。ただし、約定対象商品の供出電力が当該計量器から取得できる場合に限ります。」と記載を頂いており、GW等のスマートメーターBルートの取得をせず、スマートメーターのCルートデータ速報値提供サービスを活用して、三次調整力②アセスメントⅡの供出電力量データの提出をさせて頂きたいが、P.33.34の実績送信期限が次の30分コマ終了時までと定められている。Cルート提供サービスは低圧では提供までに60分の時間を要するため、実績送信期限が間に合わないことから、以下のいずれか、緩和をご検討頂きたい。</p> <p>①Cルート活用する場合の実績送信期限を次の30分コマ終了から当該コマ終了後120分以内への緩和</p> <p>②実績送信期限を次の30分コマ終了の要件はそのままとし、計量法に準拠はしていないが一定の精度を有することが認められるリソースの測定データから集計した実績データの送信を認める緩和（改めて、計量法に基づく実績データを要する場合は、①のとおり時間をおいての送付も可能であるが、スマートメーターA/ルートデータをTSO側も収集されているため、事後の送付が不要となるかも合わせてご検討をお願いしたい。）</p>		クラウド経由のリソース制御方式の場合、GW等の端末を設置していないケースがあります。受電点の三次調整力②において、需給調整市場参入における実績送信の目的のためにだけに、Bルートデータ取得に向けたGW等の追加の設置が必要となるが、実績送信の要件を緩和をいただくことで、社会的コスト低減にも貢献できることから、引き続きご検討をお願いしたい。	「第37回需給調整市場検討小委員会（2023年3月28日）資料2」で整理されたように、機器個別計測の導入開始に伴い瞬時供出電力の送信期限の見直しについて検討され、不正防止の観点から簡易指令リソースについては、次の30分コマ終了までと整理されており、その整理結果にもとづき、取引ガイドにおいても同様の整理を反映しております。
103	取引ガイド（案）	該箇箇所なし (EPRX Webサイト 需給調整市場に関するお問い合わせ>よくあるご質問>指令・運用について)	確認	発動指令電源と機器点で落札した△kWの指令が同時に発動した場合、どのような対応をすればよいでしょうか。 受電点で落札した電源と同様、発動指令があり、かつ発動指令の時間帯において需給調整市場で約定している△kWと発動指令容量に重複がある容量分に限り、容量市場のリクワイアメントを満たしているものとみなされますので、△kWの指令に応動することで、両方のリクワイアメントを満たす、と考えて問題ないでしょうか。			機器個別計測における対象電源種別等に関しては、現在、電力広域的運営推進機関の需給調整市場検討小委員会等で議論中であり、今後詳細が決定される認識でございます。本件、電力広域的運営推進機関にも連携いたします。
104	取引ガイド（案）	資源エネルギー庁 「需給調整市場について」2025年10月29日、資料4	意見	<p>1. 意見の趣旨 当社は、系統用蓄電池の開発・運用を行う立場として、一次調整力等の上限単価を一律に7.21円/△kW・30分へ引き下げる案には反対いたします。 理由は、現状の市場実勢および投資回収構造を踏まえると、本水準では蓄電池の新規導入および維持運用が採算割れとなり、需給調整市場そのものの安定的運用を損なうおそれがあるためです。</p> <p>2. 具体的な理由 (1) 上限7.21円では採算が成り立たない 現行19.51円水準においても、一次調整力単独での投資回収期間は10~12年程度。 上限を7.21円に引き下げた場合、収益は約60~65%減少し、内部收益率(IRR)は3~5%程度に低下、事業採算が成立しなくなります。 特に自己資本・ノンリコース型での蓄電池投資は実行困難となり、金融機関・リース会社による新規ファイナンスが停滞する懸念があります。</p> <p>(2) 市場縮小・応札減少による調整力確保リスク 過度な低単価設定により、応札事業者が大幅に減少する可能性があります。 その結果、安定的な調整力の確保が困難となり、周波数維持や系統安定度に対するリスクが高まります。 蓄電池は瞬時応答可能な調整力リソースとして不可欠であり、過度な価格抑制は制度の本来目的（安定供給・効率的運用）に反します。</p>	普及状況を踏まえた「段階的引き下げ」ではなく、まずは数年間の据え置きを 現時点では、蓄電池の普及・市場成熟が十分ではなく、少なくとも数年間（例：2026~2028年度）は現行上限19.51円を据え置くことが適切です。 普及が一定水準に達し、応札リソースが多様化・安定化した段階で、**2029年度以降に段階的引き下げ（例：15円→10円→7円）**を検討するのが望ましいと考えます。 こうした猶予期間を設けることで、投資判断や設備計画の一貫性を確保し、市場参加者が安心して中長期的な投資を継続できます。	政策整合性の観点 政府が掲げる「再エネ大量導入・脱炭素化」には、調整力リソース(BESS)の拡充が不可欠です。 蓄電池市場が急冷すれば、再エネ統合コストがむしろ増加し、電力系統全体の効率性を損ないます。 蓄電池の社会的価値（瞬時応答・需給安定・再エネ統合支援）を踏まえ、短期的なコスト抑制よりも、長期的な市場形成と安定供給の確保を優先すべきと考えます。 結論 よって、一次調整力上限単価の7.21円への一律引き下げは時期尚早であり、当面は現行水準を据え置いた上で、蓄電池普及や市場成熟の進展を見極めたうえでの段階的・計画的見直しを要望いたします。	いただいたご意見は、「第108回制度設計検討作業部会（2025年10月29日）資料4」に関する内容であり、本意見募集の主旨とは異なるため、資源エネルギー庁へお問い合わせください。
105	取引ガイド（案）	32ページ	確認	「※4専用線のオンライン接続において、取引会員の構内設備間の通信に限り、中継サーバなどを介した無線接続の形態についても許容します。」と示されていますが、今回追記した理由や想定される事例についてご教示いただきたい。			事業者さまへより広く周知することを目的に追記させていただいております。 想定される事例については、下のイメージ図となります。



No	意見提出対象	スライド番号 条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
106	取引ガイド（案）	291,604,612ページ	確認	<p>一次と三次②の組み合わせ時における解釈についての確認となります。</p> <p>以下の<諸元>に示すケースにおいて入札できる量(アクセス適合可能量)は、三次②で80MW、一次で30MWという理解であっていませんでしょうか。</p> <p>また、諸元における発電計画電力が50MWで三次②と合計しても発電上限に達しない場合においても、三次②および一次の入札できる量は上記と同様と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>なお、取引ガイド（案）の説明につきましては、本件に関する解釈がやや読み取りづらいように感じられるため、明確化についてもご検討いただきたい。</p> <p><諸元></p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独発電機 ・発電上限電力自200MW ・発電計画電力自120MW ・一次供出可能量自30MW ※GF幅（定格出力外）=30MW ・三次②供出可能量自80MW ・二次①、二次②、三次①は入札しない 			入札可能量はご認識の通りです。 いただいたご意見を踏まえ、今後検討させていただきます。
107	取引ガイド（案）	311ページ	確認	<p>スライド311の「単独発電機の場合、出力調整指令（数値指令）のときは、取引規程別冊（一次調整力）第34条第1項(1)にかかわらず、属地周期発電計画電力計画および1分発電計画電力計画を提出する必要はない」との文言について解釈を確認させていただきたい。</p> <p>この点について、一次の△kW約定コマにおいて二次①～三次②の余力提供「可」の状況では発電計画電力計画の提出は不要であり、通信トラブルなどにより余力提供「不可」となった場合は発電計画電力計画の提出が必要になると解釈をすればよろしいでしょうか。</p> <p>また、取引ガイド（案）の説明につきましては、本件に関する解釈がやや読み取りづらいように感じられるため、明確化についてもご検討いただきたい。</p>			一次調整力以外を含めた余力活用契約があり、対象時間帯に一次調整力のみ約定し、余力提供不可の場合はご認識のとおり、発電計画電力計画の提出が必要となります。 なお、取引ガイド311スライドの判断フローは、対象リソースの余力活用に関する契約の締結状況によって、各計画の提出要否が異なることを示しています。そのため、リソースのトラブル等により実需給断面で余力供出が不可能となった場合でも、当該判断フローの経路に影響をおぼしません。
108	取引ガイド（案）	427ページ	確認	<p>専用線オンラインで接続している単独発電機において、1日48ブロック全てで一次調整力が約定した場合、発電計画電力計画を48ファイル作成し提出する必要があるということでしょうか。（1日あたり最大で48ファイルの作成・提出が必要になるのでしょうか。）</p> <p>貴機関による「需給調整市場2026年度取引に向けた需給調整市場システム切替に関する説明会のご案内（2025年7月31日開催）」の説明会資料「2026年度需給調整市場取引開始に向けた需給調整市場システムの対応について」における“2026年度需給調整市場取引開始に向けた機能強化では、基準価計画ファイルの単位が3時間単位から24時間単位に変更となります”という記載から、約定ブロック数によらず1日あたり1ファイルを提出すればよいと認識しておりました。また、なお、取引ガイド（案）の説明につきましては、本件に関する解釈がやや読み取りづらいように感じられるため、明確化についてもご検討いただきたい。</p>			発電計画電力計画入力支援ツールの仕様とおり、ファイル提出単位は複数に分けて提出ではなく、対象年月日かつ系統コードごとの提出となります。 <参考_ファイル名称付与規則> W9_情報区分コード_対象年月日_対象日の開始 30 分コマ番号("01"固定)_アグリゲーションコーディネータ用系統コード_電源等コード.xml いただいたご意見を踏まえ、取引ガイドを修正させていただきます。 なお、約定商品ブロックが「無」の時間帯については、空欄としていただくようお願いいたします。取引ガイド427スライドをご参照ください。
109	取引ガイド（案）	626ページ	確認	<p>図中に振られている“①～⑧”について、左から5番目の“④”は、正しくは“⑥”ではないでしょうか。 同様に、左から8番目の“⑥”は、正しくは“④”ではないでしょうか。</p>			ご記載のとおりです。 ご指摘を踏まえ、取引ガイド627スライドを修正いたします。
110	取引ガイド（案）	623ページ	確認	<p>“合計△kW約定量が定格出力の10.01%以下の場合”という記載における“定格出力”とは、MMSの「電源等詳細 電源等一般情報 定格出力[kW]」に登録されている数値（送電端）を示している、という認識でよろしいでしょうか。定格出力が設備出力のような発電端を示しているのか、MMSに登録された送電端を示しているかによって許容範囲が変わると認めさせていただきます。</p>			ご認識のとおり、需給調整市場システムの「電源等詳細 電源等一般情報 定格出力[kW]」に登録されている数値（送電端）を示していることで間違いございません。 また、揚水発電設備または蓄電池設備において、「電源等詳細 電源等一般情報 定格出力[kW]」に「揚水／充電出力」の値が含んでいる場合は、「発電／放電出力」の定格出力の数値（送電端）のみ適用となります。
111	取引ガイド（案）	623ページ	確認	<p>(i)について「619スライドに記載する(i)から(i)の許容範囲を組み合わせて算定した許容範囲を合計△kW約定量に補正した許容範囲のいずれか小さい方」という文言がありますが、合計△kW約定量に補正したというのは具体的にどのような処理を行うのでしょうか。具体的な計算方法を例を挙げてご教示いただきたい。</p>			いただいたご意見を踏まえ、新規に別スライドを作成し、具体的な計算方法をご提示いたします。
112	取引ガイド（案）	625ページ	確認	<p>表中の許容範囲の算定式について、「約定している商品それぞれについて、619スライドに記載する(i)～(i)を組み合わせて算定した許容範囲の下限値」または「合計△kW約定量-(二次調整力②・三次調整力①および三次調整力②における△kW約定量)×1×10% - 二次調整力①の△kW約定量×10% - 一次調整力の△kW約定量×2のいずれか小さい方以上」といった具合に内容が複雑で事業者により解釈が異なる可能性もあることから、具体的な例を挙げて説明するスライドを追加をご検討いただきたい。</p>			いただいたご意見を踏まえ、新規に別スライドを作成し、具体的な計算方法をご提示いたします。
113	取引規程（案）	10月29日資源エネルギー庁からた需給調整市場についての資料の内容について	意見	<p>当社は、系統用蓄電池およびデータセンター併設型の需給調整市場参加を予定する事業者として、一次調整力等の上限単価を一律に7.21円/△kW・30分へ引き下げる案に反対いたします。</p> <p>現行市場においても、蓄電池事業は初期投資・制御インフラ・保守コストの負担が大きく、この水準では事業採算を確保できず、調整リソースとしての供給継続が困難となります。</p> <p>結果として、需給調整市場の安定的運用に支障を及ぼす懸念があります。</p> <p>また上限価格が下がると特に当社のような自己資本ベース・地域分散型BESS事業者にとっては、ファイナンス支援が受けづらくなり、設備更新・拡張計画の停滞が懸念されます。</p> <p>瞬時応答が可能な蓄電池リソースは、再エネ導入拡大に伴う周波数変動を吸収する上で不可欠な存在です。</p> <p>市場縮小によって調整力を余力契約に依存せざるを得なくなれば、結果的にコスト削減どころか調整力確保コストの増加につながるおそれがあります。</p>	<p>現時点では、系統用蓄電池の普及・制御技術の成熟度が十分ではなく、少なくとも2028年度頃まで現行の19.51円を据え置くことが望ましいと考えます。</p> <p>普及と市場参加リソースの多様化が確認された段階で、**2029年度以降に段階的引下げ（例：15円→10円→7円）**を行なう方が、市場の信頼性・投資持続性を損なわない現実的な方法です。</p> <p>この移行期間は、事業者・金融機関・システムベンダーが安定的に事業計画を立てることも不可欠です。</p>	<p>政府が推進する「再エネ大量導入・脱炭素化社会の実現」には、調整リソースとしての蓄電池（BESS）の拡充が不可欠です。</p> <p>ここで市場が急冷すれば、再エネ統合コストがむしろ上昇し、脱炭素政策全体の進行に逆行しかねません。</p> <p>本改定は短期的なコスト抑制よりも、持続可能な市場形成とリソース拡充を重視すべきと考えます。</p> <p>一次調整力上限単価の7.21円への一律引下げは時期尚早です。</p> <p>当面は現行水準を維持し、蓄電池普及や市場成熟の状況を踏まえて、段階的かつ計画的な引下げを検討することを強く要望いたします。</p>	いただいたご意見は、「第108回制度設計検討作業部会（2025年10月29日）資料4」に関する内容であり、本意見募集の主旨とは異なるため、資源エネルギー庁へお問い合わせください。

No	意見提出対象	スライド番号 条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
114	揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド(案)	10月29日発表の需給調整市場について	意見	一次調整力等の上限単価を一律に7.21円／ΔkW・30分に引き下げる案については、現時点では時期尚早であり反対いたします。 本改定はコスト抑制の観点では理解できるものの、調整力市場の根本課題（リソース多様化・技術基盤整備・データ標準化）への解決策が十分に伴っておらず、結果的に市場活性化よりも「参入萎縮」「制御技術停滞」を招くおそれがあります。	上限単価の段階的見直しではなく、一定期間の据え置き（2026～2028年度）を実施する。 その間に、次の制度整備を優先的に行うこと。 (1) 蓄電池の応答性能評価指標（PSスコア）の標準化とフィードバック機構の整備 (2) SPPC/EMS等の異種制御系統間の連携検証（共通通信仕様） (3) 周波数計測・履歴ログ整備を前提としたデータ透明化 これらの基盤整備が完了し、応札量・技術信頼性が安定的に確保できた段階で、上限価格を段階的（例：15円→10円→7円）に引き下げる検討を開始する。	現状の需給調整市場では、「価格」よりも「技術・制度の未成熟」こそが市場拡大を妨げている主要因です。 具体的には、一次調整力に必要な応答ログを残せない機器（SPPC等）が存在し、性能スコアが不明確なまま評価されるケースもあります。 この状態で価格上限を引き下げれば、高精度制御を実現する事業者が不利となり、結果的に市場全体の品質が低下します。 また、BESSリソースの社会的価値（再エネ統合・系統安定・分散制御）を定量化する枠組みが確立されておらず、単に価格競争を進めて「技術的持続性のある調整力供給」にはつながりません。 よって、まずは技術的信頼性と評価基盤を整備し、市場の健全な競争環境を作ることが先決です。 その上で、合理的なコスト削減を進める段階的な価格見直しを行うのが、制度目的にも沿った現実的なアプローチと考えます。	いただいたご意見は、「第108回制度設計検討作業部会（2025年10月29日）資料4」に関する内容であり、本意見募集の主旨とは異なるため、資源エネルギー庁へお問い合わせください。
115	取引規程（案）	一次調整力等の上限単価を一律に7.21円／ΔkW・30分に引き下げる案	意見	一次調整力等の上限単価を一律に7.21円／ΔkW・30分に引き下げる案には反対いたします。 現行水準（19.51円）であっても投資回収は長期化しており、この水準への引き下げは、民間投資の停滞・案件採算の悪化・市場からのリソース退出を招く恐れがあります。	2026～2028年度の3年間は現行上限単価19.51円を維持する。 2029年度以降、需給調整市場の実績・応札状況・BESSコスト推移を踏まえて、**段階的な引下げ（例：15円→10円→7円）**を検討する。 特に新規導入フェーズの蓄電池リソースについては、**初期投資償還期間に配慮した経過措置（例：導入後5年間は旧上限適用）**を設ける。 上限価格引下げを行う場合には、同時に**調整力取引以外の収益機会（容量市場・インバランス報酬等）**との連携を明確化すること。	現在の蓄電池案件では、初期投資コストが依然高く現行単価でも投資回収期間は10～12年を要します。 上限を7.21円に引き下げるとき、一次調整力由来の収益は約60～65%減少し、IRR（内部收益率）は3～5%程度に低下、事業採算が成立しません。 この水準では金融機関によるノンリコースファイナンスが困難となり、新規プロジェクトの着工・リフレース案件が大幅に減少します。 市場全体としても応札量が減少し、調整力確保コストが逆に上昇するリスクがあります。 よって、まずは現行単価を一定期間維持し、投資環境を安定化させた上で、市場成熟度・機器コスト低下・応札競争の進展を見極めた段階的な価格見直しを行なうことが、市場・投資双方にとって最も合理的と考えます。	いただいたご意見は、「第108回制度設計検討作業部会（2025年10月29日）資料4」に関する内容であり、本意見募集の主旨とは異なるため、資源エネルギー庁へお問い合わせください。
116	取引ガイド（案）	451,453ページ	確認	差替可能量の考え方について確認させていただきたい。 取引ガイド（案）p.451の図に関し、 ①：紫の長方形は三次①のみの札であることから、本年度までの考え方と比較すると、三次①の供出可能量のみから控除するような考え方と認識しております。 この時、「三次①の供出可能量のみから控除できる量」としては、「三次①と二次②の供出可能量の差」という理解でよろしいでしょうか ②：①の理解をもとにしたとき、 例えば紫の長方形の高さが「三次①と二次②の供出可能量の差」より大きい場合、差に収まらない部分は、二次②の供出可能量からも控除する必要がありますでしょうか？ (仮に、紫の長方形の高さが1200kWだった場合、三次①と二次②の供出可能量の差は1000kWであるため、二次②の供出可能量からは200kW控除する必要) ③：②の理解をもとにしたとき、 例えば紫の長方形の高さが1200kW、黄色の箱が1000kWの場合は、二次①の供出可能量からも200kW控除される理解でよろしいでしょうか？ 1.紫の長方形を処理すると、二次②の供出可能量から200kW控除されている 2.二次②の供出可能量から200kW控除された状態で黄色の長方形1000kW控除（二次②からは1200kW控除されている） 3.二次②と二次①の供出可能量の差が1000kWであるため 二次①の供出可能量からは200kW控除する必要。			供出可能量の一部がすでに約定済の場合、供出可能な残りの余力を活用して代替登録が可能です。 なお、差替えに当たっては、すでに約定している複合商品の機能が供出可能であることを前提に、残る複合機能の供出可能量を差替え元の複合ΔkW約定量に応じて活用可能です。
117	取引規程（案）	第41条（アセスメント要件不適合時の対応）	意見	第36回需給調整市場検討小委員会資料4、および第52回同小委員会資料3において、ガス・タービン機やコンバインドサイクル機に限らずすべての約定リソースに対して1暦月内の3回以上のアセスメント不適合の原因が、自然現象起因と判断できる場合は、原則、取引停止措置の対象外とする旨整理されている。明確化のため、取引規程および取引ガイドへ記載してはどうか。	第2項第4号（案） 約定リソースにおいて、1暦月内での3回以上のアセスメント不適合が発生した場合で、その原因が自然現象起因であることを、取引会員が属地エリアの一般送配電事業者に申し出た結果、市場運営者が認めるときは、原則、取引停止处分および不適合回数の積算の対象外とする。	積算対象外の事例の明確化のため	「第36回需給調整市場検討小委員会（2023年3月2日）資料4」、および「第52回需給調整市場検討小委員会（2024年12月5日）資料3」における整理を踏まえて、取引規程第61条にもとづき、取引停止措置の対象外とする事象については、市場運営者が客観的な根拠等を元に判断いたします。
118	取引ガイド（案）	636ページ	意見	第36回需給調整市場検討小委員会資料4、および第52回同小委員会資料3において、ガス・タービン機やコンバインドサイクル機に限らずすべての約定リソースに対して1暦月内の3回以上のアセスメント不適合の原因が、自然現象起因と判断できる場合は、原則、取引停止措置の対象外とする旨整理されている。明確化のため、取引規程および取引ガイドへ記載してはどうか。	小委資料を参考に説明スライド追加してはどうか。	積算対象外の事例の明確化のため	「第36回需給調整市場検討小委員会（2023年3月2日）資料4」、および「第52回需給調整市場検討小委員会（2024年12月5日）資料3」における整理を踏まえて、取引規程第61条にもとづき、取引停止措置の対象外とする事象については、市場運営者が客観的な根拠等を元に判断いたします。

No	意見提出対象	スライド番号 条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
119	取引規程（案）	40ページ	意見	<p>1. 意見の趣旨 当社は、系統用蓄電池の開発・運用を行う立場として、一次調整力等の上限単価を一律に7.21円／△kW・30分へ引き下げる案には反対いたします。</p> <p>理由は、現在の市場実勢および投資回収構造を踏まえると、この水準では蓄電池の新規導入・維持運用が採算割れとなり、需給調整市場そのものの安定的運用を損なうおそれがあるためです。</p> <p>2. 具体的な理由 (1) 上限7.21円では採算が成り立たない • 働き上限を一律に7.21円へ下げるのではなく、段階的に（例：2026年度＝10円、2027年度＝8円、2028年度＝7円）のように経過措置を設けることを提案します。 • あるいは、「上限価格レンジ制（7～12円の範囲で柔軟運用）」とすることで、市場実勢や応札状況に応じた適正価格調整が可能になります。</p> <p>(2) 市場縮小・応札減少により、調整力確保リスクが高まる • 低単価設定により、応札事業者が大幅に減少する可能性があります。 • 結果として、安定的な調整力の確保が困難になり、周波数維持・系統安定度のリスクが高まる恐れがあります。 • 蓄電池は瞬時応答可能な調整力として不可欠であり、過度な価格抑制は本来の制度目的に反します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●段階的見直しまたは弾力的運用が望ましい • 働き上限を一律に7.21円へ下げるのではなく、段階的に（例：2026年度＝10円、2027年度＝8円、2028年度＝7円）のように経過措置を設けることを提案します。 • あるいは、「上限価格レンジ制（7～12円の範囲で柔軟運用）」とすることで、市場実勢や応札状況に応じた適正価格調整が可能になります。 ●政策整合性の観点 <ul style="list-style-type: none"> • 政府が掲げる「再エネ大量導入・脱炭素化」には、調電リソース（BESS）の拡充が不可欠です。 • 蓄電池市場が急冷すれば、再エネ統合コストが逆に増加し、結果的に電力系統全体の効率性を損ないます。 • 蓄電池の社会的価値を踏まえ、短期的なコスト抑制よりも長期的な安定供給を重視すべきと考えます。 	<p>いただいたご意見は、「第108回制度設計検討作業部会（2025年10月29日）資料4」に関する内容であり、本意見募集の主旨とは異なるため、資源エネルギー庁へお問い合わせください。</p>	
120	取引規程（案）	2,3,5ページ	意見	<p>低圧リソースを特定するのに下記情報を取得するのが煩雑/コスト高でマネタイズできず、加入率低下を招く恐れがあると考えております。</p>	具体案①特定卸以外（機器製造メーカー等）が、機器固有IDで特定可能になること。 具体案②特定卸が、容易に左記番号を取得できるようにする。 例えば住所/名前/電話番号等で検索できる機能を特定卸へ提供する。 具体案③特定卸では住所/名前/電話番号等で判断し、左記番号を確定する。	コスト（開発・対応）稼働がかかるため。	<p>いただいたご意見は今後の政策を検討する上で参考にさせていただくよう資源エネルギー庁へ連携いたします。</p>
121	取引規程（案）	P8-11（需給調整市場における低圧リソースの活用・機器個別計測に向けた残論点について 1 2023年6月14日）	意見	<p>機器製造メーカークラウド経由を第一希望とするが、仮にできないとしてもIoTルートのデータが特定卸に開放され、特定卸からの制御/実績取得ができるようにしていただきたいです。</p>	IoTルートでの実績取得/制御指示を特定卸も使用できるようにする。	機器製造メーカー経由の方がコスト面で優位であるものの、次善の案として特定卸のみでコントロールできるようにしたいため。	<p>いただいたご意見は今後の政策を検討する上で参考にさせていただくよう資源エネルギー庁へ連携いたします。</p>
122	取引規程（案）	P8-11（需給調整市場における低圧リソースの活用・機器個別計測に向けた残論点について 1 2023年6月14日）	意見	<p>実績がIoTルートだけだと、下記の懸念・課題があると考えます。</p> <p>課題①機器のコストアップ 課題②特定卸は制御のため別途実績を取得する必要があり、二重投資になる 課題③Wi-SUNは通信不安定</p>	低圧では既に普及しているインターネット経由を認められる。 ただしERABセキュリティガイドラインに合致した物のみとすることによりセキュリティを担保する。	IoTルートよりコストがかからないため。	<p>需給調整市場への参入にあたり、応動評価用とkWh精算用の計量器の設置が必要であり、機器個別計測においては、2022年4月施行の特定計量制度により、現行の計量器に加え、特例計量器の活用が可能になります。「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】」（運用ガイドライン）において、特例計量器等の計量データはIoTルートを活用して収集することと整理されております（第13回次世代の分散型電力システムに関する検討会（2025年9月8日）資料6）。</p> <p>また、特定計量制度は、事前に届出を行なったアグリゲーター等の事業者等に対し、適切な計量の実施を確保し、家庭等の需要家を保護する観点から、用いる計量器（特例計量器）の計量精度の確保や需要家の説明等を求める、その届け出た取引等に対しては、計量法の規定について一部適用除外とする制度です。上記の特定計量制度の趣旨の観点から、当該低圧リソースにおける、特定計量制度で規定する各基準を満たさない計量や応動評価用のデータとしての使用については、現時点では、認められておりません（第7回次世代の分散型電力システムに関する検討会（2023年6月14日）資料4）。</p>
123	取引規程（案）	55ページ等	意見	<p>低圧機器点の場合、数万台のリソースになるため、計算リソース・処理稼働が膨大になる。回避するため、新プランベースライン（ゼロベース）としていただきたいです。</p>	低圧の機器点計測の場合は、ベースラインはゼロを採用。	計算リソースが処理稼働・コストが膨大となるため。	<p>取引規程ではベースラインの設定方法を指定しておらず、取引会員の裁量の範囲となっております。ただし、実態とかい離したベースラインを設定することは、アセスメントⅡの応動評価において不適合リスクを高めることになります。</p>
124	取引規程（案）	23ページ	意見	<p>既設機器（数万台以上）の制御リソース化に対して、特定計量を要件とすると、以下の課題があり活用できないと考えています。</p>	機器点計測が認められる2025年度以前については、特別に特定計量でないPCSの場合も需給調整市場への参入を特例として可能にする。	過去万台以上のリソースが活用できなくなる。 VPP補助金で実証したものを使えず、受電点計測の場合も制御精度面に課題があるため。	<p>ご指摘のとおり多様なリソースを需給調整市場で活用することは重要である一方、現行の商品要件を満たさないリソースや応動評価が困難なリソースの参入を認めた場合、応動不履行分の調整力を別のリソースで補填することとなり、かえって調整力費用の増大を招く可能性がございます。</p> <p>いただいたご意見については、資源エネルギー庁へお問い合わせください。</p>
125	取引ガイド（案）	285,648ページ	意見	<p>上限価格に関する入札・精算ルールの明確化について、起動費分を加算して入札する際も上限価格を超えた入札が現行では可能である認識です。その記載を分かりやすくする際に、持ち下げ供出費だけに限定されているように読み取れるのですが、起動費分を加算した場合に上限価格を超えた入札が不可と整理した過去の整理資料等の出典をご提示いただけますでしょうか。</p>	もし、ルールの明確化の際の修正誤りであれば、図等を元のルールに沿ったものに再修正いただきたい。		<p>上限価格のルールは、起動費返還や起動費等事後精算に係るルールとは別に整理が行われているため、本件に係る整理資料はありませんが、入札価格に起動費等が含まれる場合であっても上限価格のルールを緩和すべき理由はない認識です。</p> <p>なお、持ち下げ供出に係る上乗せ分は、上限価格のルールにかかわらず、精算上は支払われないことが予め分かっている便宜的なものであるため、当該上乗せ分に限り、入札時点で上限価格を上回っていいということを明確化いたしました。（電力・ガス取引監視等委員会へ確認済み）</p>
126	取引規程（案）	94ページ	意見	<p>週間商品の30分化に伴い、1箇月内のアセスメントⅡ不適合回数による市場退出のルール（は見直されないので）。</p> <p>実質6倍となり、市場退出の可能性が従来より高くなることを懸念する。</p>	不適合回数の制限緩和をご検討いただきたい。		<p>入札プロック30分化後のアセスメントⅡ不適合回数については、「第52回需給調整市場検討小委（2024年12月5日）資料3」でも言及されているとおり、海外事例を参考に、契約単位でのカウントとしており、結果的にこれまでが一種の緩和となっていたともいえると整理されております。現時点で変更の予定はございませんが、入札プロック30分化による実績や調整力供出ボテンシャルを踏まえ、必要に応じて見直し要素を検討いたします。（電力広域的運営推進機関へ確認済み）</p>
127	取引規程（案）	62ページ	意見	<p>トラブル発生や代替不可申請等を行っていないにも関わらず、アセスメントⅠを逸脱した発電計画や基準値計画を提出されていた場合、送配電事業者から事前に事業者へ確認の連絡を行うようにできないか。</p> <p>また、アセスメントⅡを逸脱した場合に送配電事業者から事業者へ確認の連絡をいただけないか。</p> <p>現状、2ヶ月後の精算タイミングでしか気づく手段がないことから事業者へ依存しており、系統側としても適正な余力把握と系統安定化のために必要ではないかと考えています。</p>			<p>リソース等が満たすべき要件として、発電計画や基準値計画には△kW約定量を適切に反映させていただくこととしており、アセスメントⅠにおいて大量のデータを取り扱うことから、属地エリアの一般送配電事業者から個別に確認することは難しくなっております。</p> <p>また、アセスメントⅡについても、すべての取引会員のアセスメントを行なうため、大量のデータを取り扱うことから、翌々月の精算時に通知させていただくこととしております。</p> <p>アセスメントⅡは取引会員への指令値および取引会員から提供される瞬時供出電力をもとにしていますので、不適合の状況を都度把握されたい場合は、取引会員にてご確認をお願いいたします。</p>
128	取引規程（案）	第39条	意見	<p>属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから別表2に定めるEDC目標時刻までとする。ただし、EDC目標時刻がEDC演算周期よりも短いときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからE D C演算周期が経過するまでの時間とする。また、別表2にEDC目標時刻について定めのないときは、需給調整市場システムヘデータ登録されたEDC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間または属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間のいずれか長いほうとする。</p> <p>指令値変更に伴い応動している時間の定義について、この記載では、別表2にEDC目標時刻について定めのない北海道エリアのみに限定されると解釈できる。</p> <p>文章を修正していただきたい。</p>	属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから「指令値変更に伴い応動している時間」とは、下記いずれかのうち最も長い時間とする。 <ul style="list-style-type: none"> 需給調整市場システムヘデータ登録されたEDC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間 別表2に定めるEDC目標時刻（定めのないときは、5分間） 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからEDC演算周期が経過するまでの時間 		<p>当該規定で定めている指令値変更に伴い応動している時間は、EDC目標時刻の定めの有無により、以下のとおりとなります。</p> <p>【EDC目標時刻の定めがあるエリア】 別表2に定めるEDC目標時刻までとする。ただし、EDC目標時刻がEDC演算周期よりも短いときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからEDC演算周期が経過するまでの時間とする。</p> <p>【EDC目標時刻の定めがないエリア】 需給調整市場システムヘデータ登録されたEDC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間または属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間のいずれか長いほうとする。</p>
129	取引ガイド（案）	167ページ等	意見	<p>全国統一のルールとしていただきたい ※関連する規定も変更</p>	パターンa/b/cを1つに統一する ※関連する規定も変更	属地エリアやパターン違いにより、制御ロジックを複数開発する必要・可能性につながり、調整力提供コストの高騰を招きかねない	<p>第33回需給調整市場検討小委員会（2022年11月2日）の資料4において、将来の中給システムの仕様統一の審議が行われております。</p>
130	取引ガイド（案）	440, 441, 442ページほか	意見	<p>「電話」というワードの削除 ※関連する規定も変更</p>	原則を「メール」に変更する、もう電話・FAXの時代ではない ※関連する規定も変更	大規模火力のように、24時間365日体制を有するリソースを前提とせず、電池やDRなどの無人運用リソースも存続するため	<p>属地エリアの一般送配電事業者と取引会員の相互確認の観点、また調達量が不足した場合には一般送配電事業者が速やかに追加調整力を確保する必要があるため、申請を確実に認識する手段として電話連絡を行うように定めてあります。</p>
131	取引ガイド（案）	38, 59, 60ページほか	意見	<p>専用線オンラインについて、リソース側で総合的なシステム導入のスピードUPのため、子局端末の在庫を抱えることや、通信プロトコルや必要システム仕様の公開などの手段を講じていただきたい ※関連する規定も変更</p>		専用線オンラインについては、特に子局端末の納期に相当程度の期間が必要となるており、これを原因として市場参加遅延する場合の救済措置が必要また、通信プロトコルからリソース信号への変換(翻訳)のシステム簡略化などを遅滞なく実施するため、専用線オンラインの通信仕様等を広く社会に共有いただきたい	<p>専用線オンラインの仕様については、属地エリアの一般送配電事業者にご確認ください。</p>

No	意見提出対象	スライド番号 条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
132	取引規程（案）	40ページ	意見	2026年度以降の需給調整市場の上限価格が変更される可能性があるようですが、価格の変更幅が極めて大きく、事業の収益性に多大な影響を及ぼす懸念があります。 また、取引銀行より取引シミュレーションの再提出を求められており、これまでの投資計画が成立しなくなる可能性が高い状況です。 つきましては、上限価格設定について再度ご検討いただきたいです。	FIT制度と同じように、毎年10%程度の段階的な価格引き下げとすることで、事業性への影響を抑え、投資意欲の減退も防げると考えております。		いただいたご意見は、「第108回制度設計検討作業部会（2025年10月29日）資料4」に関する内容であり、本意見募集の主旨とは異なるため、資源エネルギー庁へお問い合わせください。
133	取引ガイド（案）	142,143ページ	意見	三次調整力②商品要件である30分単位での制御基準を満たしたとしても、事前審査の5分値での制御基準を満たせない。	事前審査基準を三次調整力②の商品要件基準に合わせる。	多くの需要家保有のVPP供出可能リソースは、ピークカット(30分電力値の削減)ができる必要最低限の性能を持つリソースであり、5分電力値には対応することが困難な特性を有するため。	「第12回需給調整市場検討小委員会（2019年6月27日）資料2」において示されているとおり、三次調整力②は指令値に応じた正確な応動が求められており、事前審査における5分間隔での評価によって、指令値に応じた正確な応動が可能なことを確認しております。事前審査における5分間隔での評価基準を満たすことができないリソースは、指令値に応じた正確な応動が可能とは認められないため、三次調整力②として市場に参入することはできません。
134	取引ガイド（案）	142,143ページ	意見	VPP制御対象リソースの多くは、受電点以下の他の負荷変動に左右される。そうした環境において、受電点の電力値を基準にした△KWの±10%変動順守が困難である。	±10%の運用要件の緩和（±20%以上など）	多くの需要家保有のVPP供出可能リソースは、負荷変動やPV出力の変動が大きいため、受電点を基準に制御要件を満たすことが困難な特性を有するため。	調整力の応動に起因する誤差によって生じた周波数変動は、他の調整力で補うことになります。 そのため、調整力は指令値に応じて商品の要件に合致した正確な応動が求められます。 「ERAB検討会 第9回 制御評価WG（2019年3月4日）」において、こうした考え方は全ての調整力に適応されるものであり、三次調整力②も例外でない、と整理されています。 そのため、需給調整市場にて調達する調整力は発電機および需要家リスト・パターンとともに同等の要件を課すこととしております。
135	取引ガイド（案）	3ページ	意見	需給調整市場の活性化のために、より多くのステークホルダーが参加し易いように、要件の緩和が必要である。	需要家におけるネガワットのみの取引にて、機器個別計測が可能となるように制度/取引ガイドを考えてもらいたい。	需給調整は双方向で考えるべきで、需要家目線での施策が不足していると思われるため。	現行の需給調整市場は取引規程に定める取引会員との取引を前提としております。 いただいたご意見は本意見募集の主旨とは異なるため、資源エネルギー庁へお問い合わせください。
136	取引ガイド（案）	95ページ	意見	機器個別計測がローカルにおける発電機を意識したものであるとすると疑問を呈する。発電効率から考えても中央の発電機が優秀であり、ローカル発電を制度として持ち上げ、格上げるのは矛盾すると考える。環境社会に反する。	需要家におけるネガワットのみの取引にて、機器個別計測が可能となるように制度/取引ガイドを考えてもらいたい。	都内には受電点のメーターを持たずに、仕事点以下のメーターで事業を営むDHC事業者が多く存在するため。	需給調整市場における機器個別計測は、同市場への参入が難しい、需要や変動性再エネ等の変動規模に対して蓄電池等の出力規模が小さいリソースを念頭に、電力・ガス基本政策小委員会等で検討がおこなわれてきた経緯がございます（第14回次世代の分散型電力システムに関する検討会（2025年11月19日）資料6）。 また、機器個別計測の対象となる電源種別について、今後、電力広域的運営推進機関の需給調整市場小委員会にて検討を求める方針としております（第14回次世代の分散型電力システムに関する検討会（2025年11月19日）資料6）。（資源エネルギー庁確認済み）
137	取引ガイド（案）	78ページ	意見	色々な事業者が需給調整を検討している前提で、表現を分かりやすくしてほしい。	参入地点一機器点一高圧における記載「需要抑制量調整供給契約を締結または予定している場合」は分かりづらいので、場合分けして修正してほしい。	需給調整市場の参加者を、継続的に増加させるため。	受電圧および参入地点ごとに条件を記載しており、各々条件が異なることから表にさせていただきました。現行のままでさせていただきます。
138	取引ガイド（案）	68ページ	意見	特例計量器と無線端末をつなぐインターフェースの規格が明示されてない。来年の4月という開始時期を考えるとスケジュールが困難である。	無線端末におけるプロトコル要件、また IoT ルートにかかるプロトコルなど、設備側の詳細は制度設計と同時に実装してほしい。	顧客に対する制度説明、仮設された検証機器、実証動作、データ分析など、事業のスタートまでには1年は必要となるため。	「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン」をご参照ください。不明な箇所については「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン」所管元である資源エネルギー庁へお問い合わせください。
139	取引規程（案）	需給調整市場基準値計画等及び基準値内訳実績受領業務ビジネスプロトコル標準規格 16ページ	確認	需給調整市場基準値計画等及び基準値内訳実績受領業務ビジネスプロトコル標準規格 16ページ	単独発電機(蓄電池・揚水)において基準値計画を提出する場合、基準値提出ファイルのM10 JP06703 のパターン番号および、M14 JP06724 の基準値採用パターン番号は001を設定する理解で良いでしょうか。		いただいたご意見は、ビジネスプロトコルに関する内容であり、本意見募集の主旨とは異なるため、電力広域的運営推進機関へお問い合わせください。
140	取引規程（案）	需給調整市場基準値計画等及び基準値内訳実績受領業務ビジネスプロトコル標準規格 20ページ	確認	需給調整市場基準値計画等及び基準値内訳実績受領業務ビジネスプロトコル標準規格 20ページ	単独発電機において、発電計画電力計画を提出する場合、発電計画電力計画ファイルのM10 JP06724 基準値採用パターン番号は001を設定する理解で良いでしょうか。		いただいたご意見は、ビジネスプロトコルに関する内容であり、本意見募集の主旨とは異なるため、電力広域的運営推進機関へお問い合わせください。
141	取引ガイド（案）	317ページ 2-6発電販売計画および基準値の提出方法概要	確認	発電計画電力計画ファイルの発電上限合計は、低圧で受電点参入する場合のアセメントに利用される理解ですが、その他の用途で利用されることはございますでしょうか。 また、低圧で受電点参入する場合以外においても本データは数値を設定する必要はございますか。			発電計画電力計画ファイルの発電上限合計は、2倍して電力に換算した発電上限合計電力として低圧で受電点参入する場合のアセメントに利用します。 なお、低圧で受電点参入する場合以外において本データは数値を設定する必要はございません。
142	取引ガイド（案）	31ページ	確認	・取引ガイドp31 「以下のイメージのとおり、FIT 電力量とFIT 電力量以外の電力量および調整電力量が切り分けできず、適切にインバランス補正処理が行えない場合は需給調整市場に参入することはできません。」との記載がございます。 ・本ページでは、機器点計量で需給調整市場への参入を想定し、FITとの図り分けが不可という記載がされておりますが、差分計量による測り分けを行い、(M - m2) を受電点の実績として、受電点として需給調整市場に参入する場合も同様の扱いとなるのでしょうか。			受電点参入する場合、FIT 電力量とFIT 電力量以外の電力量および調整電力量の切り分けが可能であれば参入可能となります。 なお、具体的な配線例については多岐にわたるため、属地エリアの一般送配電事業者にご確認ください。
143	取引ガイド（案）	31ページ	確認	・取引ガイドp31 「以下のイメージのとおり、FIT 電力量とFIT 電力量以外の電力量および調整電力量が切り分けできず、適切にインバランス補正処理が行えない場合は需給調整市場に参入することはできません。」との記載がございます。 ・一次調整力に関してはkWhのインバランス対象外と認識しておりますが、右図の調整電源が機器点一次調整力のリソースであれば、本内容は対象外になるという認識なのですが、正しいでしょうか。 ・機器点計量において、按分計量では補正がずれるとのことで、差分計量による測り分けもございますが、同じくインバランスの観点から参入不可となるのでしょうか。 ・一次調整力以外のメニューでは、M と m で調整力量を踏ました受電点でのインバランス補正ができると考えておりますが、M - m2で計算されている理由はなぜでしょうか。 ・また、今回取引ガイドの改定により、m（特例計量器）も IoT ルート化してTSOへ送信することが整理されるため、FIT電力量が切り分けできない配線例というものは、IoT ルート前提にすると存在しないのではないかと考えているのですが、IoT ルートでは補正できない理由、あるいはどういったケースが具体的に該当するかをもう少し詳細にご教示いただけますでしょうか。			(2点目の回答) 精算時の調整電力量の有無によらず、FIT電力量とFIT電力量以外の電力量および調整電力量が切り分けできない配線である場合は参入不可となります。 (3点目の回答) 機器点計量において、差分計量の場合でも、配線形態により適正にインバランス補正ができないケースがございますので、当該ケースに該当する場合は参入不可となります。 (4点目の回答) 調整電力量は機器点における計画値と実績値の差となり、按分計量地点M2に対してインバランス補正がされることとなります。 (5点目の回答) 取引ガイドに記載の機器点計量のケースにおいて、機器点が属する受電点の発電実績を、機器点で計測した調整電力量が上回る場合、FIT電力量と調整電力量(V1)の合計値が受電点計量Mの発電実績を超過し、FIT電力量と調整電力量(V1)の重複となる電力量が発生することから、切り分けが出来ないものとしてあります。